

平成23年度研究報告書

# 児童虐待に関する文献紹介

(2008・2009年)

編集 子どもの虹情報研修センター 研究部  
執筆協力 平成23年度 大学生・大学院生子ども虐待防止MDT研修 参加者

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成23年度研究報告書

児童虐待に関する文献紹介

(2008・2009年)

子どもの虹 情報研修センター

## はじめに

子どもの虹情報研修センターでは、センター設立の翌年から児童虐待をテーマに据えた文献研究を始めており、現在も継続して行っている。

しかしながら、近年「児童虐待」を扱う著作は膨大な量となり、その分野も小児医学・精神医学・児童福祉の分野をはじめとして、心理・法律・保健・社会学その他さまざまな領域に広がっている上、虐待を受けた当事者による手記やジャーナリストによるルポルタージュなども数多く出現し、表現方法も小説やマンガ、絵本といったジャンルに及び、出版形態にしてもブックレットや新書、文庫など多様な姿をとるようになった。

そのため、センターの文献研究のなかで、それらの書籍を1冊ずつ取り上げて詳しく紹介することは難しく、平成19年度には「文献研究」を補完するものとして、2000年から2007年に発行された文献93冊について、当時の文献研究代表者である千葉大学大学院教育学研究科の保坂教授ゼミの院生を中心に1冊ずつ内容をまとめ、コメント（書評）を加えて紹介した。平成19年度報告書としてまとめた「児童虐待に関する文献（2000年～2007年）の紹介」がそれである。

さて、児童虐待に関する書籍は、その後も増え続けている。このような状況のなかで、当センターの事業について専門的見地から助言等を行う企画評価委員会や、センターの円滑かつ効率的な運営を図るためにセンター長の諮問機関として設置された運営委員会などの議論において、児童虐待に関するこうした書籍等について、現場の専門職員が参考となるような情報提供が行えないかといった要望、意見が出されたこともあった。

確かに、そうした情報提供を多くの方々が求めていることは十分理解できることであり、こうした要請に答えていくことも、子どもの虹情報研修センターの役割の一つであると言えよう。

とはいえ、日々その数を増やし、膨大な量を数える書籍すべてを比較検討し、分析を加え、適切な形で情報提供することは困難というほかない。そこで、本来求められていることに比べれば、いかにもささやかな試みでしかないと承知しながら取り組んだことの一つが、本報告書の発行である。

具体的には、平成19年度報告書にならい、平成23年度「大学生・大学院生子ども虐待防止MDT（多分野横断チーム）研修」において、研修に参加した大学院生、大学生に、2008～2009年度に発刊された書籍一覧を示した上で、各自が1冊を選び出して内容を紹介し、可能ならば当該図書を読んで学んだことについて執筆するよう依頼した。全ての参加者が応じたわけではないが、執筆を引き受けた院生、学生は真剣に課題に向き合い、熱意のこもった原稿を寄せてくれた。

もとより研修参加者も限られており、全ての書籍を紹介することは到底できないこと、まだ現場で働いた経験も少ない院生や学生の手になるものであることなどを考えると、それぞれの持ち場で児童虐待と日々格闘している方々には物足りなさを感じる部分があるかも知れないが、それでも、何がしかの参考にして関心のある書籍を見つけ、活用していただければ幸いである。

なお執筆者の所属は2011年8月現在のものである。

# 目 次

発行年	著者・編集者名	『著書名』(出版社)	文責者名	P.
<u>2008年</u>				
	アムネスティ・インターナショナル日本	『売られる子どもたち 子どもの人身売買』 (リブリオ出版)	内田 えりか	1
	朝日新聞大阪本社編集局	『ルポ 児童虐待』(朝日新聞出版)	柴原 恵子	4
	藤岡 淳子	『関係性における暴力ーその理解と回復への手立てー』 (岩崎学術出版社)	泉 さわこ	7
	井上 直美 他	『子ども虐待防止のための家族支援ガイド サインス・オブ・セイフティ・アプローチ入門』 (明石書店)	西垣 かおり	10
	児童虐待問題研究会	『Q&A 児童虐待防止ハンドブック』(ぎょうせい)	西角 舞子	13
	河野 朗久	『傷跡の真実ー監察医の見た児童虐待』 (新興医学出版社)	山田 佳奈恵	18
	信田 さよ子	『加害者は変わるか? DVと虐待をみつめながら』 (筑摩書房)	真間 理美	21
	高橋 一弘 他	『児童の福祉を支える [演習] 養護内容』(萌文書林)	佐藤 真衣子	26
	パスカル・ズィヴィー	『“『信仰』という名の虐待”からの回復: 心のアフターケア』(いのちのことば社)	佐野 治	32
<u>2009年</u>				
	土井 高徳	『青少年の治療・教育的援助と自立支援 ー虐待・発達障害・非行など深刻な問題を抱える 青少年の治療・教育モデルと実践構造』(福村出版)	巢立 佳宏	35
	保育と虐待対応事例研究会	『続・子ども虐待と保育園:事例で学ぶ対応の基本』 (ひとなる書房)	山本 真知子	40
	犬塚 峰子 他	『児童虐待 父・母・子へのケアマニュアル: 東京方式』(弘文堂)	伊藤 朋子	42
	増沢 高	『虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助』 (福村出版)	岡部 隼斗	46
	川畑 隆	『教師・保育士・保健師・相談支援員に役立つ 子どもと家族の援助法』(明石書店)	光安 早織	49
	小木曾 宏	『Q&A 子ども虐待問題を知るための基礎知識 【第2版】』(明石書店)	堀尾 綾乃	51
	佐藤 馨	『【改訂版】子どもの人権 児童虐待と法的対応』 (文芸社)	佐野 治	57
	上田 礼子	『子ども虐待予防の新たなストラテジー』(医学書院)	成田 響子	61

著書	売られる子どもたち 子どもの人身売買
編著者	アムネスティ・インターナショナル日本
発行所	リブリオ出版
発行年	2008年

## 目次

- 第1章 メコンの彼方に待っていた「未来」  
ラオスに押し寄せる市場化の波／メコン川のほとりの村  
人身売買されて売春宿に／タイに売られる少女たち／監禁と拷問に耐えしので
- 第2章 「子どもの人身売買」概観  
世界が警戒する人身売買／人身売買とは何か／「搾取」の意味と目的  
人身売買の現状／紛争地域での性搾取／なぜ人身売買が起きるのか  
何が問題なのか／国際社会のとりくみ／わたしたちの対応  
《コラム》津波と人身売買
- 第3章 子どもたちの証言—アジアから  
＜ネパール＞インドに輸出される少女／年間7,000人の子どもを売買  
＜カンボジア＞内戦が残した爪跡／エイズ急増と処女信仰  
＜フィリピン＞米軍兵士や外国人観光客が買春／出稼ぎ労働者の被害と保護  
《コラム》売春宿につぎつぎ転売されて／エイズでなくなったトムディ  
「きみたちはぼくらの所有物」／中国「一人っ子政策」と人身売買
- 第4章 子どもたちの証言—コソボ、アフリカから  
＜コソボ・セルビア＞血で血を洗う内戦／戦争は性的搾取の温床  
＜カメルーン＞児童の奴隷を供給する国  
＜スーダン＞現在もつづくダルフル紛争／奴隷制をなくすためのとりくみ  
《コラム》国連軍の兵士や警官を相手にむちで打たれながら家事労働／  
誘拐され奴隷として売られる
- 第5章 国際社会のとりくみ  
はじめに  
〈1、子どもの人身売買に関連した国際条約〉  
「子どもの権利条約」の概要／「子どもの権利条約」ができるまで  
「子どもの権利条約」選択議定書／「人身売買議定書」  
「最悪の形態の児童労働条約」  
〈2、子どもの人身売買に関する世界会議〉

子どものための世界サミット／性的搾取の問題にとりくむ会議

〈3、国際機関と各国政府のとりにくみ〉

ユニセフなど国際機関の幅広い活動／アラブ地域初の研究集会

メコン川流域6カ国が覚書／ラオスでドラマを制作

エルサルバドルでラジオキャンペーン

東欧モルドバ共和国での人身売買／アフリカの人身売買、調査報告

おわりに

## 第6章 人身売買と日本のかかわり

タイ人女性の殺人事件／「逃げたら親も殺すぞ」／日本政府のとりにくみ

アジア観光旅行で児童買春／赤ちゃんの養子斡旋／研修ビザを隠れ蓑に

〈コラム〉日本人の「人買い」／佐藤春夫と人権感覚の移り変わり

## 第7章 わたしたちができること

人身売買の問題にとりくむ団体／読書案内

〈コラム〉子どもたちの値段

## 解説 南アジアの少女売春

30万人の少女を人身売買／7歳で売春宿に売られたジーナ

暴力とマインドコントロール／売春宿のおかみも被害者

色白と処女性へのこだわり／手足の麻痺、さらにHIV感染

チャンヌーのばあい／無知と貧困が原因／NGOによる救出活動

## 資料1 地図で読む人身売買

## 資料2 一目でわかる人身売買

## 主要参考資料

## 内容要約

本書は、少しでも多くの人々に、いまもなお人身売買が存在していることを知ってもらうことを目的として執筆されている。現在も世界各地で問題となっている子どもの人身売買について、各国の文化的・歴史的背景や、実際に人身売買の被害者となってしまった子どもたちの実体験を交えながら解説し、子どもの権利条約なども、その都度簡単な説明が記載してあり、非常に理解しやすい内容となっている。

なぜ人身売買がおきるのか、子どもたちはどのような経路で売られていくのか、多くの人が持つであろう疑問に対して、本書では丁寧な解説がなされている。人身売買の種類は、①売春による搾取 ②その他の性搾取 ③奴隷制またはそれに類する慣行 ④人体器官の摘出、と大きく4つに分けられる。貧困や紛争などで教育を受ける機会もなく、働かなければならない子どもたちは、いい仕事があ

るといった偽りの“正当な労働の求人”に騙されてしまう。紛争地帯では、武装勢力に拉致されて売り渡されてしまう。あるいは、女性が文化的・伝統的に物扱いされてきた社会において、家族の役に立つために女の子が売られてしまう。子どもが物のように売買されるのである。このように、人身売買の最大の原因は無知と貧困である。そして、子どもは大人のように権利を主張せず、力で押さえつけることが容易なため、児童労働と商業的性搾取の需要があるのだ。売られた子どもたちは、十分な食事を与えられずに重労働を課されて成長が損なわれたり、性産業での搾取によるエイズなどの性感染症や、早すぎる妊娠・出産等により、肉体的・精神的に大きな影響を受けたりする。そのような搾取の結果として亡くなっていく子どもたちも数多く存在している。幸運なことに救出されて故郷に戻ってくることができたとしても、売られた子どもであるというレッテルは地域社会からの孤立を招くことになっている。

こうした人身売買は開発途上にある国々だけの話ではない。私たちが暮らしている日本においても、人身売買は決して遠い国の話ではないのである。例えば、日本には極東最大の性産業市場があり、人身売買された被害者が大勢暮らしている等、日本における人身売買についても言及されている。このように問題となっている子どもの人身売買をなくしていくための会議や条約、各国政府の取り組みも数多く記載されており、人身売買の廃絶や子どもたちを守るために私たちができることとして、書籍や人身売買の問題に取り組む団体も紹介されている。また、巻末資料の“地図で読む人身売買”には、世界各国でどのような搾取が行われているのかが世界地図上に記載されているため、一目瞭然で非常に理解しやすい。日本だけではなく、世界的な視点で子どもの人権を考えること、子どもの人身売買を学ぶ初心者にとって非常にわかりやすい本である。

文責：内田 えりか

鹿児島大学大学院 臨床心理学研究科  
臨床心理学専攻 修士2年



著書	ルポ 児童虐待
著者	朝日新聞 大阪本社編集局
発行所	朝日新聞出版
発行年	2008年

## 目次

はじめに

プロローグ ある事件

### 第1章 「鬼父母」と呼ばれた夫婦

どこにでもある幸せな家庭／未熟児の双子を懸命に育てる、いいお母さん／1歳、2歳、3歳…幸せな子育ての時間／4歳—徐々に家に閉じこもり始める／「しっぺのまねごと」がエスカレートしていく／追いつめられていく母、父、そして娘／なぜ、子どもたちをベッドに閉じこめたのか／そして事件は起こった／自分も父親に暴力を振るわれて育った／母からも、暴力と言葉による虐待を受け続ける／高校を卒業しても虐待は続いた／虐待を続けた両親の証言／なぜ暴力を止められなかったのか／判決の日

### 第2章 虐待をやめられない

虐待の主な加害者の6割以上が「実母」／暴力をやめる方法を、教えてほしい／どうすれば、長女の火遊びを止められたのか？／「しつけ」という大義名分／親子連鎖を断つ会—悩みを分かち合う／3人の子どもの、真ん中の娘だけに暴力を振るってしまう／データ編：母親にのしかかる育児負担

### 第3章 児童相談所24時

2000年、児童虐待防止法の施行／全国に116ヵ所ある、一時保護所／過労に苛まれる職員の生活／児童虐待防止法の改正案にも影響を与えた、岸和田の虐待事件／職員も、暴力の危険にさらされている／一時保護中は、学校へも通えない／難しい、子どもを親元に帰すタイミング／「積極介入、親子分離」で、問題は解決するのか

### 第4章 児童養護施設の子どもたち

児童養護施設で暮らす子どもの、半数以上が虐待の被害者／十分な食事を与えられてこなかった／施設の夜／緊急時の「一時保護」の役割／傷ついた子どもたちを、どう支援するか／施設の職員は、学校の保護者懇談会にも出席する／児童養護施設からの「卒業」／サトシ君が施設に預けられた事情／万引きを繰り返してしまう／母親に負わされた、やけど／恨んではない。でも、捨てられた理由は知りたい／データ編：児童養護施設の歴史と現状

### 第5章 里親と育つ

血縁でない子どもたちを育てる「里親」／専門里親—虐待された子や非行の子を預かる／ゆっくり、ゆっくり心を開いていく／里子との別れ／6人の里子を育てる／ネグレクトの影響で、うまくもの



を食べられない子ども／実の親と、育ての親／データ編：里親制度

## 第6章 傷ついた子と教師たち

不登校と、虐待の可能性／家庭訪問しても、生徒に会えない／教師の判断が、少女の命を救った／教師にも迫る、身の危険／教室で、虐待を受けた子と向き合う／暴力と自傷行為を繰り返す／一度も学校に通ったことがない中学生／教師ができることの限界／親元に戻った途端、学校に行けなくなる子／計算問題で「自尊感情」を育てる

## 第7章 回復に向けて

グループミーティングの力／「住所や電話番号を交換しない」という約束事／「仮面」を一枚、一枚はがしていく／被虐待児ケアの第一歩は、安心安全な環境づくり／木と自分の仲良しについて、絵を描いてもらう／アイちゃんの「四重人格」に気づいたきっかけ／虐待の事実と向き合う治療／見守りネットワーク—多くの機関が連携して子どもを守る／見守るか、保護するか、ギリギリの判断  
虐待問題の専門家による「座談会」

全国児童相談所一覧

あとがき

## 内容要約

### 第1章 「鬼父母」と呼ばれた夫婦

この夫婦の子どもは未熟児の双子であった。3歳までは父母ともわが子を慈しみ、一生懸命に世話した。その光景はどこにでもある幸せの家族。しかし、残念なことに、弟の陸君は「脳性まひ」と診断され、姉の佳奈ちゃんも未熟児で生まれたため、ほかの月齢の子に比べると体が小さく、5歳になってもおむつが取れなかった。そのあたりから、しつけがエスカレートし、父母は追い詰められて、ついに虐待へと発展してしまう。その結果、佳奈ちゃんは頭蓋内出血に栄養不足と貧血が重なり死亡する。実は、この母親自身も実父母から虐待を受けており、その記憶は解離を起こしてはっきりしない。この母親にはうつ病と重度のPTSDや解離性健忘という診断が下され、懲役3年執行猶予5年の判決が下された。

### 第2章 虐待をやめられない

ここに登場するのは、3歳の長女の火遊びをやめさせようとたばこの火を子どもに押し付ける母親や、家事や義父母との同居生活のストレスで子どもに手を挙げる母親たち。「しつけ」という大義名分で虐待がやめられない事例が並ぶ。そんな母親たちも苦しんでいる。その母親たちが虐待をやめるために「親子連鎖を断つ会」を訪ねた母親の例が紹介されている。

### 第3章 児童相談所24時

1年間に500件を超える虐待相談に十数人の専従班で対応している西日本のある児童相談所のドキュメンタリーである。午前9時に業務が始まると十数室ある面接室が全て在室になる。午後1時すぎに一時保護所から「中学生の少年が家に帰せと暴れている」との連絡が入る。午後8時すぎに虐待通告で家庭訪問する。午前0時にまた虐待通告。幼い3人の子どもを一時保護所に保護した。過労に

さいなまれる職員の実情も克明に描かれている。そして、保護した後の再統合の問題や、積極的な介入で親子を分離せざるをえない状況に、職員らの葛藤が見える。

#### 第4章 児童養護施設の子どもたち

児童養護施設の子どもたちの実態が描かれている。児童養護施設で暮らす子どもの半数以上が虐待被害者である。傷ついた子どもたちの支援は一筋縄ではいかない。そんな子どもたちと日々過ごす職員の実情の記録である。

#### 第5章 里親と育つ

里親と里親に預けられる子どもの事例である。虐待された子や非行の子を預かる専門里親マリコさんは、中学生のアミさんを預かった。十分に研修を受けた専門里親でも、事情のある子どもを預ければ苦労が絶えない。マリコさんが自信を失いかげ、それでもゆっくりとアミさんとの関係を築いていく様子を知ることができる。

#### 第6章 傷ついた子と教師たち

たった一人の家族である母親を亡くして血の繋がっていない伯父に預けられた中学3年生の利恵さん。中学3年の6月から不登校になった。家庭訪問しても利恵さんに会えないため、何かがおかしいと担任は感じていた。拒否されてもあきらめなかった担任の判断が、利恵さんの命を救うことになる。児童相談所と連携して家に踏み込んだときの利恵さんは、腰椎の突起部と肋骨が折れ、後頭部、前頭部の内出血など全治1か月の重傷だった。このほか、教師が虐待を受けている子どもたちとひたむきに向き合う姿が描かれている。

#### 第7章 回復に向けて

子育てに苦しさを感じている親のためのグループミーティング「MY TREEペアレンツ・プログラム」に参加している直美さんの事例である。気がつくとうが子をたたいてしまうという悩みを持って会に参加した。実は直美さんもまた、虐待を受けて育った人だった。全プログラム15回の終了後、医療機関による診断でわが子が多動を伴う発達障害であるとわかった。プログラムに参加したことで、子育てが前向きにできるようになったと語っている。そのほか、愛知県立あいち小児保健医療総合センターでの被虐待児の事例がいくつも紹介されている。ネグレクトのため反応性愛着障害のマコト君、父からの虐待で四重人格になったアイちゃんなど、虐待の事実と真摯に向き合う医師らの姿が描かれている。

文責：柴原 恵子

武蔵野大学大学院 人間社会研究科

人間学専攻 修士1年

著書	関係性における暴力—その理解と回復への手立て—
編著者	藤岡 淳子 (大阪大学大学院人間科学研究科教授)
著者	浅野 恭子 (大阪府立修徳学院主査)
	朝比奈 牧子 (府中刑務所)
	齊藤 万比古 (国立国際医療センター国府台病院第二病棟部長)
	酒井 佐枝子 (大阪大学大学院医学系研究科 特任講師)
	野坂 祐子 (大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター)
	信田 さよ子 (原宿カウンセリングセンター所長)
	高橋 郁絵 (原宿カウンセリングセンター)
	宮口 智恵 (NPO法人チャイルド・リソース・センター代表)
	吉川 和男 (国立精神・神経センター精神保健研究所司法精神医学 研究部長)
	吉田 博美 (武蔵野大学心理臨床センター)
発行所	岩崎学術出版社
発行年	2008年

## 目次

はじめに

### 第1部 関係性における暴力の諸相

- 第1章 関係性における暴力とは
- 第2章 子どもを虐待する養育者の特徴とその支援
- 第3章 ドメスティック・バイオレンス
- 第4章 いじめ
- 第5章 非行少年における対人暴力

### 第2部 対応策

- 第6章 犯罪行動変化のための治療共同体
- 第7章 認知行動療法 (CBT)
- 第8章 マルチシステムミック・セラピー
- 第9章 メディエーション、カンファレンス、サークル
- 第10章 被害者支援

### 第3部 実践報告

- 第11章 児童自立支援施設における実践
- 第12章 自助グループによる犯罪行為からの離脱

第13章 DV加害者プログラムの実践

第14章 親支援のためのソーシャルワークと親教育プログラムの試み

第15章 性暴力被害者に対する心理的アプローチ

## 内容要約

本書は三部構成となっており、第一部で日常的な関係性に偏在する暴力について述べ、第二部で主として諸外国における、暴力関係を断ち関係性回復へ向かうための対応策を紹介する。そして第三部では、日本における治療プログラムの実践報告を紹介している。

第一部「関係性における暴力の諸相」では、家庭、学校、社会における①子どもの虐待、②配偶者暴力、③いじめ、④非行・犯罪という四つの視点から、日常的な関係性の中に偏在する暴力関係について、発生の仕組みと支援の方向性を明らかにしている。まず、本書では、『暴力』を「自分の欲求や感情を、相手の欲求や感情は無視して、より強力なパワーを背景に、一方的に押し付ける行動」と定義し、『犯罪』を「暴力のうち、法律によって規定された、露見すれば公的処罰を受ける可能性のある行動」と定義している。そして本書は、対人関係における暴力と子どもの育ちを結びつけ、関係性全体を問題として扱い、暴力行動の変化に焦点をあてて、暴力に頼らない葛藤解決の方法を身に付けることを目標に論を進めている。藤岡は、親密な関係において暴力行動をエスカレートさせる要因として、関係の閉鎖性を指摘している。親密な関係における暴力行動が常態化する状況とは、被害者が社会的に孤立して他に訴えることができない状態の中で、無力感、絶望感を抱き、加害者の支配から逃れられなくなった状況であるといえる。限られた人との親密な関係を社会の中でのネットワークの一部に組み込み、暴力ではなく個人の尊厳と共生を認めることができるようにすることが、暴力関係からの回復あるいは対応策として重要である。

第二部「対応策」では、現在欧米で行われている、子どもや被害者が暴力関係から回復するための「つながり」や「共生」といった価値観や方法論を紹介している。暴力関係から回復するためには、コミュニケーションという葛藤解決方法を重視し、社会的関係及び社会的学習の結果として価値観や行動が変容することに焦点を当てた働きかけが有効である。そこで、暴力関係から回復するための目標は、特定の問題の除去のみを目的とするのではなく、より適応的に生活するための新しいパターンを構築し、これを維持することを目的とすることが、結果的に再加害の抑止につながるという加害者臨床における認知行動療法の活用を紹介している。加えて、子どもの問題行動については、子どもを取り巻く社会環境から、子どもの行動に最も強い影響を及ぼす人物との治療関係に重点を置いて短期的、集中的に治療を行うMST (Multisystemic Therapy) という方法を紹介している。

第三部「実践報告」において、児童自立支援施設、自助グループ、DV加害者プログラム、親教育プログラム、性暴力被害者に対する心理的アプローチなど、様々な分野での関係性における暴力関係からの回復の実際を、事例をふまえて紹介している。

本書全体として、暴力は行為である点で責任を生じ、加害者は責任をとることができる存在であり、被害者も暴力に対して戦う力を持つ存在であるという信念が暴力関係からの回復にとって重要である

という主張がされているといえよう。

支配と服従の関係から抜け出し、対等な人間関係を築くためには、閉ざされた関係性から社会的なつながりの中での関係性へと移行するための支援を受け入れることが必要であり、そのためのアプローチが今後日本でも研究、実践されていくことが望まれる。

### 本書から学んだこと

太平洋戦争で青春を軍隊で過ごした人が日本に生還した後、家庭で暴君のように振る舞っていたという話や、暴力の加害者が被害者でもあったという話を聞く度に、暴力の連鎖に対して怒りと絶望を感じていた。しかし、本書で、暴力を用いた葛藤解決モデルを客観視し、対等な人間関係を身に付けるということが暴力関係から抜け出す方法であり、回復への試みが行われ、一部では成果があがっているということを知り、人間の社会が発展していく可能性を感じる事ができた。特に、MSTにおいてなされている、暴力を跳ね除けるだけの十分な力を持たない「子ども」という存在を、自分の意志で行動を選択できる力が蓄えられるまで社会的に守るという実践は、今後日本においても必要になっていくと考えられる。

本書の中で紹介されている、Harman,J.L (1992) の「(心的外傷からの) 回復の基礎は本人を有力化し、他者との新たな結びつきをつくりだすことにある。回復とは、まさに関係性のなかでのみ起こるものであり、孤立の中では起こりえない」という言葉は、関係性における暴力からの回復を目指す本書の核となる言葉であろう。

確かに、関係性の中で回復し、暴力関係ではない新たな関係を築いていくことができることは、素晴らしいことである。しかし、暴力という関係性を身に付けた人物（集団）が、対等な関係性の素晴らしさに目覚め、新たな関係性を身に着けていくことは、天と地が逆転するくらいの当人にとっての衝撃的な事柄がない限り、難しいことであると考えられる。さらに、日本においては、インターネットというコミュニケーションツールの隆盛によって、コミュニケーションの質や方法が劇的な変化を遂げており、新たな人間関係のあり方が生まれてきていることを考えると、暴力という関係性も、回復のあり方も、従来と違う方向に進んでいくことも考えられる。つまり、コミュニケーションの変化による新たな暴力が生まれる危険性もあるが、同時に新たな介入方法の可能性も生まれるといえよう。

しかし、暴力という関係性から脱し対等な関係を築いていくことは、資源の乏しい日本に暮らす人々が今後どのような価値観で社会を築いていくか、ということにも関わる、重要な課題であることは確かであると私は思う。

文責：泉 さわこ

武蔵野大学大学院 人間社会研究科

人間学専攻 修士1年



著書	子ども虐待防止のための家族支援ガイド サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ入門
編著者	井上 直美 (デンバー大学英語センター学、臨床心理士) 井上 薫 (同朋大学大学院人間福祉研究科・社会福祉学部准教授、 臨床心理士)
著者	菅野 道英 (滋賀県中央子ども家庭相談センター児童福祉司、 臨床心理士) 久保 樹里 (大阪府中央児童相談所児童福祉司、社会福祉士) 宮井 研治 (大阪府立児童院セラピスト、臨床心理士) 池本 有利子 (大阪府立児童院セラピスト、臨床心理士) 板倉 賛事 (愛知県中央児童・障害者相談センター スーパーバイ ザー) 菱田 理 (児童養護施設暁学園 園長) 平井 徹 (児童養護施設暁学園 家庭支援専門相談員) 成瀬 英雄 (社会福祉法人いつあいかん 家庭支援専門相談員)
発行所	明石書店
発行年	2008年

## 目次

はじめに

第一部 家族と一緒に子どもの安全をつくる支援

1章 サインズ・オブ・セイフティ・アプローチとリゾリューションズ・アプローチ  
開発の経緯と特徴

2章 サインズ・オブ・セイフティによる家族との関係づくり

3章 「安全」をつくる

4章 サインズ・オブ・セイフティにツールを用いたケースマネジメントの流れ

5章 サインズ・オブ・セイフティ・アプローチの手法

第二部 日本における実践の展開

6章 虐待対応とサインズ・オブ・セイフティ・アプローチ

7章 虐待した親への支援 親と支援プログラムへどのようにつなげるか

8章 効果的に面接を進めていくために

9章 子どもと協働して親の理解をつくるプロセス

10章 絵巻物「安全で安心な家への道のり」

「三つの家」と「ことばと絵」を用いる安全プランづくり

11章 「うちの家族をつくる」話し合い 家族応援会議

12章 「三つの家」を用いてライフストーリーを共有した事例

## 内容要約

オーストラリアの児童保護の現場において、TurnellとEdwardsによって開発されたサインズ・オブ・セイフティ・アプローチ（以下、SoSA）の概説を行っている。SoSAはリゾリューションズ・アプローチの手法を含む、児童虐待のケースマネジメントのモデルと言える。本書ではSoSAで用いられるツールや手法を詳細に説明した後、実際の活用方法を事例を通して紹介する。対立しがちな援助職側と保護者側のパートナーシップを良好に保ちつつ、幼い子どもを含む家族メンバーそれぞれが主体となって問題に取り組み、家庭復帰を目指すためのモデルを示す。ツールとして主に以下の5つが紹介されている。

・ SoSAによるアセスメント・プランニングシート

虐待の客観的事実、リスク要因、安全要因、セイフティ・スケール、援助側のゴール、家族のゴール、とりあえずの取り組みを記入する書式になっている。推測と客観的事実、援助者のゴールと家族のゴールを区別すること、リスク要因だけでなく安全要因も挙げるのが画期的であると言える。

【三つの何】「何を心配しているか」「うまくいっていることは何か」「何が起きる必要があるか」を明らかにする。家族の立場からも分かりやすく、子どもでも挙げるができる。

【三つの家】「弱みの家」「強みの家」「希望と夢の家」に分け、家族の問題や解決資源、将来の解決像を明らかにする。親と子どもが別々に実施後、お互いに説明したり統合したりする作業を行う。希望の家に向けての道のりを具体的にスモールステップに分けて考える。

【5スペース】「三つの何」にプラスする形で、「困っている事」「望んでいる事」「不安材料」「安心材料」「これから出てくるといいこと」を家族が自分たちなりに状況をアセスメントし、改善へのプランニングをすることが目的。家族が主体的に取り組めるよう工夫されている。

【ことばと絵】分かりやすい言葉や絵で、親と一緒に援助者が子どもに虐待と安全な生活について話す手法。子どものライフストーリーとして子ども自身の意味づけがなされることが重要である。絵やぬりえが豊富に使われ、作品としても形に残るようになっている。

ツールはどれもシンプルで書式も整っているが、使いこなすには面接の技量とケースにあった工夫が必要である。

全体として家族をエンパワーメントし、家族が持つ資源を生かして“支える”ことを提示している。虐待の度合いとして重度のものに適用可能かは疑問が残るところであるが、子どもの家庭復帰や家族の力を強めるための支援として大きなモデルとなり得るだろう。

## 本書から学んだこと

虐待事例に対する具体的対応が順序立てて述べられており、非常に参考になった。問題解決アプローチに



根付いているという背景もあるが、読んでいてコミュニティ・アプローチとも重なるところが多くあると感じた。当事者である家族を主役とし、支援者は主役が十分に力を発揮できるよう手助けする裏手の役割に徹して家族をエンパワーメントすることを基本スタンスとしている点、また他職種の専門家が多く関わり、それぞれの専門の観点から意見を述べたり支援をしている点からそのように感じた。困難なケースの中にも強みを見出し、家族自身にそれを感じてもらうことで自分たちの力を存分に発揮できるよう手伝う一方、弱みを無視せず正面から向き合うことで何に取り組むべきかを明確にし、これによりエンパワーメントしながらケースの方向性を共に考えるという構図が可能となっている。言葉だけのやりとりで終わらず、紙面にしてそれぞれが持ちかえることにも、客観性と継続性という点で意味があると考え。最も重要だと感じた点は、家族メンバーをそれぞれ個として捉えず、「ファミリー」という一つのグループとして捉えている点である。メンバーそれぞれの個を軽視しているという意味ではなく、家族という集団における関係性や家族そのものの特徴を大切にし、その中での最善の解決策を家族とともに見出していくというスタンスは、虐待問題から家庭復帰を目指すために欠かせない視点であると言える。

一つ疑問が残るのは、重度の虐待ケースに対してどの程度有用であるかという点である。家族を主役とするには、最低でも親が子どもに関心があるという事実が必要である。子どもの家庭復帰を望まないばかりか、面会にも施設側からの働きかけにも応じない親の場合、共に強みを見つけていくということが困難であることは明らかである。家庭復帰をゴールとして目指すことができる程度の虐待ケースでなければ、本書に載っている事例のようにはうまく運ばないと考える。しかしながら、施設がパンク状態である現状においては、軽度から中程度の虐待ケースで家庭復帰を促すための手立てとして有用であることは間違いないと感じている。時間と人手を要するアプローチであることは確かだが、その分再発を防いだり、万が一再発した場合にも関係性ができているため援助機関に繋がりがやすかったりという効果は十分にあると考える。

またこのアプローチにおけるスタンスとして、どんなに幼い子どもであってもその意思表示を促し、尊重し、他のメンバーと比類ない主役として接するという点にたくさんの示唆があるように感じた。虐待ケースの中で育つ子どもにとって、自分の存在が大切にされ、意見が尊重されるという体験そのものが治療的であるだろうし、家族の一員であるという所属意識を高めることができるだろうと思う。

今後このアプローチを使って虐待の対応を行うことになるかどうかは分からないが、個を尊重しつつ家族という集団力動を大切にすること、強みと弱みを偏ることなく客観的に見ること、伸ばせる部分と支えるべき部分を見極めること、何より当事者を主役とすること、という基本スタンスを持つようにしたいと感じた。

文責：西垣 かおり

お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科

人間発達科学専攻 発達臨床心理学コース 修士1年

著書	Q & A 児童虐待防止ハンドブック
編著者	児童虐待問題研究会
発行所	株式会社 ぎょうせい
発行年	2008年

## 目次

はじめに

### 第1章 よくある質問

- Q1 児童虐待防止法ができた背景
- Q2 児童虐待とは
- Q3 虐待の種類
- Q4 多い虐待の種類
- Q5 しつけと虐待の違い
- Q6 虐待事件の増加
- Q7 日本と他国との比較
- Q8 虐待の普遍性
- Q9 虐待をする人
- Q10 虐待を行う理由
- Q11 虐待されている子どもの年齢
- Q12 虐待されている子どもの状況
- Q13 虐待の発見が難しい理由
- Q14 虐待を疑うきっかけ
- Q15 虐待が発見されやすい場
- Q16 虐待としつけの見分け方
- Q17 専門家以外による虐待の発見
- Q18 虐待の疑いのある子を見つけたときの対応
- Q19 通告先
- Q20 通告後の子どもの処遇
- Q21 通告後の保護者の処遇
- Q22 虐待の通告が誤っていた場合
- Q23 通告者の責任
- Q24 誤って虐待と通告された人

## 第2章 虐待されている子ども

- Q1 虐待の兆候—これまで見過ごされてきた数々の事例
- Q2 虐待の兆候—子どもの様子
- Q3 虐待の兆候—親の様子
- Q4 虐待による直後の影響
- Q5 成長過程に残る虐待の影響
- Q6 子どもが虐待を隠す理由
- Q7 子どもが助けを求めない理由
- Q8 子どもが虐待する親を責めない理由
- Q9 子どもが虐待する保護者をかばう理由
- Q10 子どもが虐待時に感じていること
- Q11 子どもの身の守り方
- Q12 虐待されている子どもが助けに入った人に身構える理由
- Q13 虐待のある家庭での虐待されていない子どもの気持ち
- Q14 虐待されている子が保護者の元にいたい理由
- Q15 「虐待された子は大きくなると虐待する」の信憑性
- Q16 虐待された子の不安やおびえ
- Q17 虐待を受けている子どもの相談先

## 第3章 虐待する保護者

- Q1 虐待する保護者の背景
- Q2 「暴力ではなく、しつけである」という言い分の問題点
- Q3 虐待する保護者が虐待した子を自分で病院に連れて行く理由
- Q4 虐待する親が子どもを手放さない理由
- Q5 きょうだい内での特定の子の虐待
- Q6 虐待されている子は親をどう見ているか
- Q7 虐待者に対する罰則
- Q8 虐待する親などへの支援体制
- Q9 虐待している親などへの相談体制

## 第4章 虐待に気づいたら

- Q1 虐待された子どもを守る仕組み
- Q2 虐待が疑われる場合の相談先
- Q3 相談機関の利用方法
- Q4 虐待されている子どもの避難場所
- Q5 保護者から引き離さないと子どもを守れない場合の対応
- Q6 児童相談所の調査

- Q7 一時保護
- Q8 施設入所
- Q9 里親委託
- Q10 虐待しそうだと言ってくる人への対応
- Q11 虐待について打ち明けられた際の対応
- Q12 虐待を発見したときの対応
- Q13 虐待されている子どもへのアドバイスの方法
- Q14 虐待が疑われる子が診察に訪れた場合の医療関係者の対応
- Q15 虐待とDV（配偶者等からの暴力）との関係
- Q16 DVのある家庭への対応
- Q17 DV被害者である母親から虐待されている子どもの救助方法
- Q18 他の家族からも暴力を受けている子どもへの対応
- Q19 虐待されている子どもが外国籍だったら
- Q20 虐待による怪我と思われる子を発見したら
- Q21 援助者が心身の健康を保つために気をつけること
- Q22 虐待の相談を受けるときの留意点
- Q23 虐待されている子どもに二次被害を与えないためには

## 第5章 今後の課題

- Q1 改正児童虐待防止法等の概要
- Q2 早期発見に向けた試み
- Q3 残された課題と方向性
- Q4 親権とは

## 資料編

- 1 児童虐待の防止等に関する法律
- 2 児童福祉法抜粋
- 3 民法抜粋 第4章 親権（第818条～第837条）
- 4 相談機関一覧
  - (1) 全国児童相談所一覧
  - (2) 社会福祉事務所
  - (3) 保健所・保健センター
  - (4) 警察総合電話相談

## 内容要約

本書は、虐待に関する一般的に寄せられそうな疑問を挙げ、Q & A形式で構成されている。全体的に、虐待に関する基本的なことが簡潔に読みやすく記述されている。ハンドブックという名の通り、各質問項目に対して数ページ内で回答・説明がなされている。データや図表も記載されており、児童虐待の現状（平成20年度時点）が視覚的にも把握できる。2007（平成19）年6月の「児童虐待の防止等に関する法律（略称：児童虐待防止法）」改正と2008（平成20）年施行を受けてその情報を盛り込んでいるため、法改正による虐待防止に関する取り組みの変化についても触れられている。

第1章は、「よくある質問」と題し、児童虐待の概念（児童虐待とは）等が記載されている。例えば、児童虐待防止法の簡単な説明、虐待の種類、虐待件数、通告の流れ等についてである。第2章は、「虐待されている子ども」と題し、被虐待児の特徴等が記載されている。例えば、虐待の兆候、被虐待児の保護者への思い、被虐待児の保護後に示す反応等についてである。第3章は、「虐待する保護者」と題し、虐待加害の保護者の特徴等が記載されている。例えば、虐待加害の保護者の背景、虐待加害の保護者への支援体制等についてである。第4章は、「虐待に気づいたら」と題し、虐待が疑われるケースに出会った時に一市民としてどのように対応すればよいかの概要等が記載されている。例えば、相談先、一時保護、施設入所、里親委託、被虐待児に出会った時の対応の仕方等についてである。さらに、本書が、「Q & A DVハンドブック改訂版～被害者と向き合う方のために～」（ぎょうせい、2006）の作成者がDVの被害者支援に携わる中で児童虐待の問題に関心を広げて執筆されたことから、虐待とDVとの関係についても述べられている。第5章は、「今後の課題」と題し、今後の課題の中から改正児童虐待防止法等の概要、早期発見、親権について記載されている。各章の詳しい質問項目は、目次を参照されたい。

## 本書から学んだこと

本書は、児童虐待の疑問に答えるQ & A形式で記載されている。その質疑応答は、初歩的とも思われる事柄から始まり、児童虐待問題に直面したことのない人々からでも「児童虐待とは」という概要を把握できるように記述されている。

私自身がこの本を手にしたきっかけは2つある。まず、この本を手にした段階で児童虐待に関して概要を知り得ている頃だったことから、その確認と現状の把握のために本書を活用したかったことである。ハンドブックという名の通り、各質問項目について数ページで集約して記載されている本書は、基本的知識の確認に適していると思われる。それから、自分自身の中では理解しているつもりの子どもの虐待という問題に関する知識を他者に説明する時にどのように言及すればよいかの参考にしたかったことである。Q & Aという形式を用いている本書は、平易でかつ要点を絞った文章で児童虐待に関する説明がなされている。この内容は、児童虐待問題と身近に出会ったことのない人々に対しても分かりやすく、さらに理解してもらいたい要点が取り込んである。

児童虐待の問題は、一市民として通告義務を課されているため誰一人として無関心ではられない問題である（本書において通告義務に関しては、繰り返し記載されている）。しかし、最初の児童虐待防止法でさえ

も2000（平成12）年に施行されており、未だ義務として課されるにはその問題自体すらどこまで正確に理解されているかは疑わしい。私たち周囲の大人が、子どものために加害者となっている保護者のために、少しでも虐待防止への意識を高められるようアンテナを立てるきっかけを担ってくれるのが、本書であるように思う。

文責：西角 舞子

九州産業大学大学院 国際文化研究科

国際文化専攻 臨床心理学研究分野 修士2年

著書	傷跡の真実—監察医の見た児童虐待
著者	河野 朗久（医療法人・河野外科医院理事長）
発行所	株式会社 新興医学出版社
発行年	2008年

## 目次

プロローグ

入学式のアザ

コラム・赤・青・黄色…経時的变化を示す多彩な傷 [身体的虐待の医学的所見]

女の子と夜空

じぞうの絵

おとうさんが

コラム・異常心理と正常心理

ミニチュアダックスフント

罪の重さ…「許せない」

マ・マ…ど・こ・に・い・る・の？

コラム・乳幼児突然死症候群（SIDS）

いつもそばにいて

全身骨がバキバキ？

ドドッ・ゴン！

パパの絵

コラムたたいてはいけません（しつけという名の児童虐待）

あとがき

参考資料

## 内容要約

本書は著者である河野先生自身が、実際に直接経験した事実をもとに、法医学的な事実を忠実に再現しながら新たに「創作」された物語である。本書には短編のような形で法医学的な視点を通じて見た児童虐待の実像が綴られている。

### 入学式のアザ

入学式の際、ツトム君の顔に青アザがあるのに担任が気づき、母親は「公園のジャングルジムにぶつかったから」と説明する。しかし、健康診断の日にツトム君の身体には多彩なアザが見られ、そこ



から児童相談所への通告がなされる。そして、法医学者である河野先生によって法医学的診察がなされ、「被虐待児症候群（身体的虐待）の疑い」と判断が示された。この判断をなぜ「疑い」というのかについては、実際に虐待であったのか、事故であったのか、あるいは遊んでふざけてついた傷なのかは、被害を受けた本人と加害行為を行った人のみを知ることであり、そこまで言い切るだけの客観性がないからである。外傷とは、法医学者ですら思いもよらぬ特殊な状況で発生する場合が多く、それによる冤罪を発生させるのを防ぐために「疑い」という表現を使っているのである。

### いつもそばにいて

児童虐待は普通の家庭の思いもしないところにも落とし穴がある。

サユリさんには幼稚園生の娘とまだ赤ちゃんの息子がいた。ある日、子どもの送迎のため、寝ている赤ちゃんをそのままにして、娘を送迎に行き、久々に仲の良い友人と出会い、喫茶店でお茶をし、気づけば3時間が経っており、慌てて家に帰ると、赤ちゃんはもう息をしていなかった。この時4時間が経過していた。

普通の人の感覚で「ネグレクト」と言えるほど育児に手を抜いたり放置したわけではなかったが、法医学者が赤ちゃんの視点に立って状況を観察した場合には、満六カ月の赤ちゃんが「4時間ひとりぼっち」というのは「赤ちゃんを4時間ネグレクト状態に置いていた」という解釈になるのである。赤ちゃんの事件では赤ちゃんの目線が大事である。

### 全身骨がバキバキ？

満5カ月の子どもの太もものが腫れているのに母親が気づき、病院に行きレントゲンをとると、骨が折れていることが発覚し、さらに、全身至るところの骨が折れていることが判明した。若い担当医はこれを児童虐待によるものと思い込み、通告をしてしまった。しかし、河野先生の診察によって、この子は虐待を受けたのではないことが判明し、また、それと同時に、とても骨折しやすい病気「骨形成不全症」であったことが判明した。

日本では、虐待か否かの判断を行う時に、まだ法医学的な鑑別診断法を取り入れていない都道府県が多いが、臨床医と法医学者がそれぞれの視点からダブルチェックを入れる事によって、外傷や病態の原因を正確に解明して正しい判断へと導くことができる。様々な機関が連携して、現場での正確な判断がなされるようにする必要がある。

### ドドッ・ゴン！

満6カ月の子どもがベッドから落ちて頭を打ち、泣き出した後に痙攣を起こしたので、両親はすぐに病院に連れて行った。両親は医師に経緯を説明したが、医者は頭を打った形跡がないという理由で「喘息の発作」と診断した。吸入をしても子どもの容態が良くならないため、両親は再度の診察を強くお願いし、頭部のCTを撮ってもらったが、医者の診断は変わらず、両親の主張は取り合ってもらえなかった。この医者の診断は誤診であり、このときのCT写真には後頭部にくも膜下出血が写って

おり、「喘息」と判断された症状も「頭部打撲」の臨床所見だったという。

その後、子どもの病状は悪くなる一方で、翌朝にはついに息が止まってしまった。通りかかった脳神経外科の医者がすぐに蘇生処置を施し、再度CTを撮って診たところ、頭全体が腫れている状態だったため、総合病院へ搬送されることとなった。

搬送先の総合病院では手当が遅れた理由が検討され、小児放射線科専門医が「SBS（揺さぶりっ子症候群）」であると診断したため、児童相談所に通告されることになった。その結果、児童相談所は子どもを職権保護し、両親が事実を認めないとして28条申立てを行った。

この事件は「虐待と決めつける根拠の曖昧性」と「児童相談所の対応能力の限界」という二つの難しい問題点を提示している。SBSと鑑別するためにはCT写真だけでは不十分で、外傷発生時の保護者の説明内容の検証や現場検証など、詳細な検討が必要である。しかし、この事件について小児放射線科専門医はCT写真のみでSBSと判断してしまっていた。さらに、現在の児童相談所には調査権があるにも関わらず、このような調査の専門研修を受けた係官はほとんどいない。この事件においても、児童相談所は家庭訪問を行ってはいらぬものの現場検証に必要となる事故現場の計測等は行っておらず、小児放射線科専門医がSBSと診断したことのみを「虐待」の根拠としている状況があった。

多くの事例を経験して、被害者、加害者の双方に接する中で、著者の「怒り」の矛先は加害者から「子どもを育む社会」へと変わったと述べられている。子どもが虐待に遭っている多くの家庭で、親は社会からネグレクトされているのである。それは言い換えれば社会がその親子を虐待しているということと同じことなのである。

「子どもはもちろんのこと、親も救わなければならない」

これが著者の強い思いである。

文責：山田 佳奈恵

大正大学大学院 人間学研究科

臨床心理学専攻 修士1年

著書	加害者は変わるか？ DVと虐待をみつめながら
著者	信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長、臨床心理士）
発行所	筑摩書房
発行年	2008年

## 目次

まえがき

### 第1章 カウンセリングの現場から

カウンセリングに来る人

カガイシャ！／ある事件／聞いてほしい

加害者とは誰か

被害者元年／DVと虐待／加害者と被害者がともに暮らすこと／加害者との対峙

### 第2章 虐待する親の姿

映画「ある子供」から

打ち捨てられた若者たち／愛し合う作法がどれほど暴力に似ているか／赦しや希望ではなく／無邪気な悪

A子の場合

八年ぶりに／法は家庭の前で立ち止まる／カウンセリングは戦い？／人生のリセットのために／止まらない／死んでくれてもいい／子どもに怯える親／第三者のかかわり

三つのタイプの親たち

キーワードとしての「当事者性」／第三者が当事者になること／タイプ①の親／タイプ②の親／タイプ②'の親／家庭訪問

ゴミの山に埋もれた子ども

気になる母と子／熱血ワーカー／帰る場所もなく／異臭漂う部屋／子供を救うために／社会化される虐待

無関心な父親たち

子どもの目の中に幼いころの自分を見る／夫には期待しないようにする妻／無関心という暴力／傍観者も加害者／「悪い夫はよき父親になれない」

暴力に満ちた家庭に育つ子ども

のどかな田園風景のなかで／まんじゅうを盗んだのは誰だ／DVは夫婦喧嘩ではない／DVにさらされることによる影響／児童虐待防止法とDV防止法の接合

映画「サラバンド」から

最後の作品／息子への憎悪／ヨハンの選択／マリアンの役割は何か／「証言者」としてのマリアン／虐待する父、虐待される息子／男性であることの哀しみと女性への羨望

## アダルト・チルドレン 1

アルコール依存症とアダルト・チルドレン／親子の役割逆転／免責性と過剰な自己責任／被害者としてのAC、加害者である親

## アダルト・チルドレン 2

家族の日／親子関係は権力に満ちている／被虐待経験の証言者としてのアダルト・チルドレン／親の謎解き

## 第3章 ドメスティック・バイオレンス

### ある事件から

二つのバラバラ殺人／喧嘩が成立する条件／被害者になることはみじめだ／別れるくらいなら／アンフェアな現実

### 加害者と被害者の逆転した意識

二つのグループにかかわって／ポジショニングの困難さ／中立的立場はあるのだろうか？／DV被害者は加害者意識に満ちている／DVをふるう夫とは別れなければならないの？

### 夫の価値基準で評価される妻

暴力の多様性／手堅く、確かな生活を求めて／ルール違反を許さない夫／投げる、怒鳴る、壊す／避妊に協力しない夫

### 彼らはなぜ殴るのか

もぬけの殻の部屋／すべてが計画されていた／見慣れないことば／こうして彼らは登場する

### 妻は逃げるしかないのか

DVに関する調査結果と報告書／トミオさんの妻と子どもは？／残された夫の怒りに水路をつける／変わるべきは夫である

### 加害者は変われるか？ 1

とりあえずの被害者保護／諸外国では／そして日本では／プログラムの柱を確認し続けること／被害者との連絡

### 加害者は変われるか？ 2

歓迎されないプログラム／中途半端な知識は危険か？／「妻命令」の発動／とにかく席に座り続けること／暴力は否定するが、人格は尊重する

### 「正義の闘争」としてのDV

どこにでもいそうな人たち／ステレオタイプ／妻からすれば／正義の基準は自分にある／対抗する正義はあるか／「正義をめぐる闘争」を回避するために

### 加害者は被害者意識に満ちている

グループ・カウンセリング／デジャヴ／もう一つの被害者性／パートナーはそれが待てない／父親を赦し、母親を求める

## 第4章 性犯罪

### 語られない被害

隠された被害／セカンドレイプ／被災者の弱みにつけこむ／ある少女／彼らを駆り立てるもの  
目の前の存在は人ではないのか？

満員電車はハーレムか？／綿密な計画性／対象の選び方／再犯防止のために

子どもへの性暴力

相姦の「相」の字は要らない／やさしげな顔で近づく／二次被害／真偽をめぐるたたかい／被害  
者の立場に立ち、加害者と向き合う

## 第5章 責任の取り方

被害者は何を望んでいるか

映画「息子のまなざし」／復讐ではなく／「どうしてまた？」「どうしてこの私に？」／ある事  
件から／加害者像の構築こそが、被害経験に意味を付与する

加害者との生活

DVや虐待の特徴／加害者と被害者の関係性／加害者と被害者のくい違い／被害者性の構築／子  
どもへの影響／加害者性の構築／家族再生のために

あとがき

参考文献

## 内容要約

本書は2006年の夏から1年間、「webちくま」にて掲載された著者の連載「加害者とは誰か？」を1冊の本にまとめたものである。虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）といった家族の中で行われているさまざまな行為や、市民社会では隠蔽されがちでなかなか犯罪として扱われない性犯罪を、加害者・被害者という視点からとらえ、著者が実際に原宿カウンセリングセンター（著者が所長を務める）などで関わった経験に基づいて記されている。それぞれの内容に関しては目次からもおおよそ窺えると思うので、ここでは本書全体における著者の考えについて述べていきたい。

虐待やDVなどの家族という密室における暴力や性暴力は、上述したように、日本ではいまだに表面化されずに秘されることが多いため、加害者は犯罪や交通事故の場合とは異なり、被害者が声を上げなければそれと判断できないことばかりである。加害者と名指すとき、多くの場合私たちはいつのまにか正義の側に立っている。被害者の側に立ち加害者を指弾するとき、そこには怒りが満ち溢れ、ここぞとばかりに声高な正しさが飛び交う。しかし、“彼らは決して特殊な人たちではない。多くは職場や社会に適応して「やさしい人」「いい人」と評価されており、もしかしたらあなたの隣にいるかもしれない”と著者が述べているように、加害者はどこにでもいるのであり、誰もが加害者、もしくは被害者になる可能性がある。すなわち、加害者と被害者は紙一重の場合があるといえる。また、毎日の生活をともにする親子・夫婦のあいだで繰り返される暴力・暴言は、一回性の加害行為とは大きく異なり、繰り返されることで半ば日常化しており行為そのものが日常生活の文脈に組み込まれている。さらに、家族の中の加害者は「他人」ではない。誰よりも親密な関係性だからこそ、外部から閉ざされ、プライバシー保護のために第三者がみだりに侵入することはできない。もし、第三者が介



入し、家族が一度は離れて暮らすことになったとしても、かつての被害者と加害者がいっしょに暮らす可能性も大いにある。そのため、被害者と加害者に分けて、特定の行為を暴力・犯罪として取り出すことは難しく、また、家族の関係（特に夫婦関係）に加害・被害という二項対立的判断を下すことには大きな抵抗が生まれるのだ。だからこそ、本書では加害・被害を悪と善に分割するような二極対立的な内容にするのではなく、割り切れなさ、境界の曖昧さを残しながら、慎重に描写がなされている。加害者=悪人と断定するのではなく、その実像をできるだけ具体的に叙述することで、加害者を知ることができるのである。

なお、本書ではさまざまな加害者について描写されているが、著者はいつも“被害者のまなざし”を意識している。援助者はしばしば親と子、夫と妻いずれの立場に立つのか、という立場の表明を迫られる。援助者の立ち位置によって状況のとらえかたが大きく変わるため慎重に考えなければならないが、一見中立に見える意見は、実は強者（加害者）の側に寄っている。そうした理由で、著者はカウンセリングの場で、徹底して目の前のクライアントの立場に立つことにしているのだ。虐待やDVは家族内の加害行為であるため、日本でそれらが犯罪として認定されるためには多くのハードルを越えなければならない。しかし加害行為が犯罪として認定され司法によって処罰されたとしても、被害者は苦しみ続ける。では、被害者が加害者に望むことは一体何なのか、少しでも被害者が心安らかになるためには何が必要なのか。これらの疑問に対する答えは、本書に明確に示されていない。簡単に答えを導き出せるものでもない。しかし、本書を読むことで、読者がこれらの重要な課題に向き合い、考えるきっかけになることは間違いないだろう。

### 本書から学んだこと

現代社会において、私たちは「加害者」「被害者」という表現を日常生活の中で耳にすることは多い。テレビや新聞紙、インターネットのニュースなど、広い範囲で使用されているため、これらの表現に疑問を抱くことなどほとんどないといえよう。また、ある事件・事故を起こした人が「加害者」、それによって被害を被った人が「被害者」といったように、私たちは加害者と被害者を別次元の存在として扱うことが多い。「どうしてこんなにも残酷なことができるのだろう…」と、加害者が違う世界に住む者であるかのように感じることも多いだろう。それによって、加害者=悪者というイメージもできあがってしまう。

しかし、本当に両者は相反する存在なのであろうか。本書に記されている虐待やDV等の問題を考えると、虐待をしている親と受けている子ども、暴力を振るう夫と振るわれる妻のように、加害者と被害者が共に生活している場合も非常に多く存在する。そもそも、“自分の経験を被害と認識する人が、その被害を与えたと認識する人に対して加害者と呼ぶ”のであり、“誰が見ても自明な加害者がいて、そして被害者が存在するわけではない”のだ。例えば、虐待をしている親（加害者）が実は幼少期に虐待を受けていた（被害者）というケースはよく耳にする。加害者に対するイメージに関して言えば、職場など外では適応的に過ごしているいわゆる「いい人」が、家の中で暴力を振るっているという場合もある。加害者と被害者はまったく異なる存在では決してなく、私たちはいつでも加害者にも被害者にもなり得るのではないだろうか。

以上は、私が本書を読んで改めて考えさせられたことである。前述したように日常生活の中で「加害者」「被

害者」という表現を見聞きする機会が多いため、それぞれの概念や、加害・被害の関係性について考え直したことがほとんどなかった。しかし心理学を志している関係で虐待やDV等について学ぼうちに、「両者をどこで区別すれば良いのか」、「どちらが加害者で被害者なのだろうか」などの点をぼんやりと考えることが増えていたため、本書を読み、きちんと考える機会を持つことができよかったと思う。クライアントの側に立ちながら、しかし加害者の声にも耳を傾けるという筆者のアプローチは、様々な暴力の問題に向き合う際、援助者側が必ず心得ておかなければならないものだと感じた。

(※ “ ” 部分は、本書からの引用)

文責：真間 理美

青山学院大学大学院 教育人間科学研究科

心理学専攻 臨床心理学コース 博士前期課程1年



著書	児童の福祉の支える【演習】養護内容
著者	高橋 一弘（大正大学人間学部人間福祉学科准教授） 村田 紋子（小田原女子短期大学保育学科 特任准教授） 吉田 眞理（小田原女子短期大学保育学科教授）
発行所	萌文書林
発行年	2008年

## 目次

### 第1部 養護内容を活用する場（高橋一弘）

#### 序 児童養護の体系と児童福祉施設の概要

- 1 社会養護の場としての児童養護の体系
- 2 児童福祉施設の概要
- 3 施設入所の仕組みと児童相談所の役割

### 第1講 児童養護施設の暮らし

#### 演習課題「児童養護施設の暮らしについて考えよう」

- 1 児童養護施設とは
- 2 保育士の義務
- 3 地域小規模児童養護施設

#### 演習課題「子どもへの個別対応の事例」

### 第2講 乳児院と母子生活支援施設の暮らし

#### 演習課題「乳児院の暮らしについて考えよう」

- 1 乳児院とは
- 2 保育士の義務
- 3 愛着形成（アタッチメント）と養護の連続性

#### 演習課題「措置変更に関する検討事例」

#### 4 母子生活支援施設の暮らし

#### 演習課題「夫のDVから逃れてきたOさん親子の事例」

### 第3講 児童自立支援施設と情緒障害児短期治療施設の暮らし

#### 演習課題「児童自立支援施設の暮らしについて考えよう」

- 1 児童自立支援施設とは
- 2 保育士の義務
- 3 児童自立支援施設の運営形態

#### 演習課題「無断外出の事例」

#### 4 情緒障害児短期治療施設の暮らし

演習課題「ADHDの改善のために入所したXくんの事例」

#### 第4講 知的障害児施設と自閉症児施設・ろうあ児施設の暮らし

演習課題「知的障害児施設の暮らしについて考えよう」

- 1 知的障害児施設とは
- 2 保育士の義務
- 3 知的障害児施設と障害者自立支援法
- 4 自閉症児施設とは
- 5 盲児施設・ろうあ児施設・難聴幼児通園施設とは

演習課題「虐待された子どもへの対応事例」

#### 第5講 重症心身障害児施設と肢体不自由児施設の暮らし

演習課題「重症心身障害児施設の暮らしについて考えよう」

- 1 重症心身障害児施設とは
- 2 保育士の義務
- 3 重症心身障害に対するケアのポイント

演習課題「障害受容が難しい母親の事例」

#### 4 肢体不自由児施設・肢体不自由児療護施設の暮らし

演習課題「脳性まひと軽度知的障害をもつ子どもの事例」

### 第2部 用語の具体的方法（村田紋子）

#### 第6講 入所時の支援と基本的な日常生活の支援

演習課題「入所時の支援について考えよう」

- 1 入所時の子どもとのかかわり
- 2 入所後の生活への導入
- 3 施設における子どもの生活と生活文化

演習課題「日課や規則の意味について考えよう」

#### 第7講 心の傷を癒したり、心を育むための援助

演習課題「虐待を受けてきた子どもの行動について考えよう」

- 1 虐待された子どもへの支援
- 2 子どもへの支援における記録
- 3 虐待への対応

演習課題「施設内の体罰について考えよう」

#### 第8講 親子関係の調整

演習課題「親子関係の調整について考えよう」

- 1 子どもと家族への支援
- 2 児童相談所との連携

### 3 虐待した家族への支援

演習課題「家族関係が難しい被虐待児の事例」

#### 第9講 学校・地域との関係調整

演習課題「学校・地域との関係調整について考えよう」

- 1 学校と施設の連携
- 2 地域住民と施設の関係
- 3 地域のボランティアと施設

演習課題「近所の人が入所児童の相談相手になった事例」

#### 第10講 リービングケアとアフターケア：自己実現と自立への支援

演習課題「リービングケアについて考えよう」

- 1 リービングケアの基本
- 2 リービングケアの方法
- 3 アフターケアの考え方と方法

演習課題「アフターケアについての事例」

### 第3部 社会養護を支える理念（吉田眞理）

#### 第11講 子どもの最善の利益

演習課題「子どもの最善の利益について考えよう」

- 1 「子どもの最善の利益」とは
- 2 エンパワメントアプローチとアドボカシー
- 3 子どもの意見表明

演習課題「知的障害を持つ子どもの最善の利益を考える事例」

#### 第12講 生存と発達の保障

演習課題「生存と発達の保障について考えよう」

- 1 児童自立支援計画書
- 2 子どもの健康と成長を守る取り組み
- 3 発達障害とICF

演習課題「知的障害児の異性介助の事例」

#### 第13講 子どもの権利を守る仕組み

演習課題「子どもの権利を守る仕組みについて考えよう」

- 1 児童福祉施設第三者評価
- 2 苦情解決の仕組みと子どもの権利ノート
- 3 その他の子どもの権利を擁護する仕組み

演習課題「苦情解決の仕組みを活用した事例」

#### 第14講 支援者の資質と倫理

演習課題「支援者の子ども観について考える事例」

- 1 地域における連携と児童福祉の促進
- 2 支援者としての資質と倫理
- 3 バーンアウトと共依存

演習課題「バーンアウトの事例」

#### 第15講 専門的援助技術の活用

演習課題「施設における専門的援助技術の活用について考えよう」

- 1 個別援助技術の活用
- 2 施設養護と集団援助技術
- 3 養護内容の学びと里親養護

演習課題「グループホームにおける個別ケアの事例」

### 内容要約

本書は、児童福祉施設で実習を行ったり、将来施設で働くことを目指す学生が、子どもたちへの支援の実践について学ぶのに適した本である。

第1部では、入所型児童福祉施設の法的な基本事項と全体像を確認し、その後一つ一つの施設を取り上げ、網羅的に紹介している。

入所型児童福祉施設には、家庭で暮らすことのできない子どもたちに対し、家庭の機能を代替する役割が求められる。児童福祉施設は目的別に、母子家庭の生活を支援する「母子系施設」、さまざまな理由から家庭で暮らすことのできない子どもたちを保護・養育し、自立に向けた支援を行う「養護系施設」、非行や引きこもりなどの問題がある子どもたちに対し、その改善や訓練を行う「行動・適応障害系施設」、知的または身体的に障害がある子どもたちに対し、療育を行う「心身障害系施設」の4つに分類できる。施設によって子どもたちを養護するうえでの課題や日課に違いがあるが、本書ではそれぞれの施設について、特に保育士と子どもたちとの関わりに焦点を当てて解説されていて、実際に施設に行ったことのない学生でも具体的な支援の場面がイメージできるよう配慮されている。

第2部では、施設における具体的な養護の方法が理論的・法的な根拠に基づいて解説されている。入所施設における養護は、施設への受け入れをスムーズに進める入所時の支援（アドミッションケア）、施設内での支援（インケア）、施設から地域や家庭への移行をする際の支援（リービングケア）、施設退所後の生活の支援（アフターケア）というプロセスをたどって行われるが、それぞれの場面で必要な支援や、職員が心がけるべきことについて紹介されている。

また、入所型児童福祉施設の子どもの多くは、被虐待経験をもっている。虐待を受けた体験は、子どもの身体的成長だけではなく、精神面にも大きな影響を及ぼす。職員は子どもたちの「問題行動」をただ注意したり、表面的に対応するのではなく、なぜ子どもたちがそのような行動をするのかを考え、背後の要因を考慮しながら子どもたちと関わっていかなければならない。さらに、虐待をはじめ様々な理由で歪んでしまった子どもたちと保護者の関係を調整・修復するのも職員の役割である。虐待をしてしまう親自身も課題を抱えた家庭で育ち、多くの傷つきを体験している場合もあるため、支

援を行うことが大切である。

第3部では、児童養護を支える理念や仕組みが、養護の場での具体的な取り組みに即して説明されている。子どもたちは、どのような環境で育つとしても、自分らしく生きる権利を持っている。子どもの権利と一言で言っても、実際の施設の現場には数人の職員がいるため、具体的な養護についてどの方法が子どもの権利を守るために適切なのか、判断に迷うことがある。そのようなときに参考になるのが、1989年に国連で採択された『児童の権利に関する条約』である。この条約では、子ども自身が幸せになること、「児童の最善の利益」を目標にするという支援の視点を示しているが、本書では、この条約の考え方をもとに子どもの権利を説明している。「児童の最善の利益」を守るというのは、具体的にはどのような養護を行うことなのか、考察や学生同士のディスカッションの中から自分なりの答えを見つけてほしいという著者の意図が込められている。

第1部から第3部までの各講の導入・まとめとして設けられている「演習課題」の項目では、実習生や職員の立場から施設で暮らす子どもたちの支援にあたる際、支援者自身に心理的な葛藤や迷いが起こりやすい場面を事例として取り上げている。それぞれの事例に対し、望ましい対応の仕方について解説するとともに、支援者が持つべき考え方や視点に関して考えを深めることのできる内容となっている。

これから実習へ行く学生、施設の職員として働く学生にとっては、その導入として活用できる本である。

### 本書から学んだこと

本書は、入所型児童福祉施設における子どもたちへの支援について、法的な根拠や理念について解説しつつ、事例を中心に職員や実習生が気をつけるべき視点・方法について説明したものである。入所型の児童福祉施設には、虐待を受けた子どもたちが多く入所する施設や、障害を持つ子どもたちのための施設など様々な種類があるが、その一つ一つについて具体的な日課や職員の役割が書かれており、自分が実際に行ったことのない施設に関しても具体的なイメージを持つことができた。

また、入所型児童養護施設での支援の流れに関しても、入所時の支援（アドミッションケア）から施設内での支援（インケア）、施設から地域や家庭への移行支援（リービングケア）や施設退所後の生活の支援（アフターケア）に至るまで、それぞれの場面で職員に必要となる考え方などが細かく説明されており、具体的な支援の方法についても学ぶことができた。近年増加している、被虐待経験のある子どもがもつ行動特性やそれに対応する時の心構えなど、現場へ行き支援に当たる前に支援者が知っておくべき内容も多かった。

この本の内容の中心である事例を用いた演習課題に関しては、自分が職員や実習生の立場だったらどう行動するか、考えさせられるものが多く、勉強になった。私自身も児童養護施設で実習をさせていただいた経験があるが、実際に施設での支援が行われている現場に行くと、自分が学校で学んできた支援の方法やイメージしていた内容と違ったり、時には子どもたちへの職員の対応に疑問を感じることもあるだろう。その時に感じた違和感を大事にし、「職員はどうしてこのような支援をしたのか」と考えることや、疑問を職員にぶつけてみることの大切さをこの本を読んで改めて感じた。本書でも度々「事例に対して、自分が職員・実習

生の立場だったらどう対応するか考えること」の大切さが言われているが、子どもたちの支援にあたる際の基本となる理念を踏まえたうえで、自分なりの支援に対する姿勢を持つことが大切であると感じた。

文責：佐藤 真衣子

首都大学東京 都市教養学部

人文社会系 社会福祉学分野 4年



著書	“『信仰』という名の虐待”からの回復：心のアフターケア
著者	パスカル・ズィヴィー（マインド・コントロール研究所 所長）
発行所	いのちのことば社
発行年	2008年

## 目次

- 1章 「信仰という名の虐待——Spiritual Abuse（パスカル・ズィヴィー）
  - 一 「『信仰』という名の虐待」とは何か
  - 二 恐るべき支配
  - 三 「『信仰』という名の虐待」は新しい問題ではない
  - 四 「『信仰』という名の虐待」のメカニズム
    - 1 恐怖、脅し
    - 2 Love Bombing——ラブ・ボミング（愛の爆撃） Love shower——愛のシャワー
    - 3 罪責感
    - 4 告白の儀式
    - 5 人を奴隷化する権威主義的構造
  - 五 教会から離れた後、その人の心
  - 六 回復に向かって
  - 七 「『信仰』という名の虐待」と聖書の解釈
  - 八 「je（ジェ）、私は、私が」の大切さについて
  - 九 牧師に対する不満や意見の違いを虐待に結び付ける危険性について
  - 〇 クリスマンとして
- 2章 信仰生活の中で虐待され、傷ついた人々の訴え（福沢溝雄）
  - 一 宗教ビジネス
  - 二 闇に輝く光
  - 三 傷ついた人々の訴え
  - 四 祈りの家
  - 五 さばく方は主
- 3章 「信徒を虐待し危害をもたらす宗教思想・信仰心情」を考える（志村 真）
  - 一 はじめに
  - 二 「心・魂・力」（申命記六・五）を虐待する宗教グループ
    - 1 終末グループ（ハルマゲドン自作自演グループ）
    - 2 白人優越主義者、あるいはヘイト・グループ



- ① 反ユダヤ主義グループ
- ② 反イスラーム主義グループ
- ③ 白人優越主義の聖書解釈

三 まとめ

付 論

4章 被害者からの手紙 (パスカル・ズイヴィー)

あとがき

## 内容要約

著者は、この本で、以下のように書き記しています。

\*

キリスト教が悪いとか、キリスト教を否定するなどというつもりは全くありません。実は『『信仰』という名の虐待』について調べながら、ある新たな重要なことを理解できました。『『信仰』という名の虐待』は、キリスト教あるいは宗教から出てくる問題ではなく、人間の心から出てくるものであるということです。マタイの福音書15章19節でイエス様が教えておられる通り「悪い考え、殺人、姦淫、不品行、盗み、偽証、ののしりは心から出てくる」からです。そして人種差別も一緒です。では、『『信仰』という名の虐待』とは何でしょうか。ジェフ・ヴァン・ヴォンデレンというアメリカの牧師は、長い間、『『信仰』という名の虐待』について研究をしています。そして、とても興味深い本を書きました。この虐待が近親相姦とよく似ていると言っているのです。「普通の家庭では、両親の良い関係の中で子どもたちは育てられ、成長します。しかしある家庭では、子どもの考え、感情、希望を完全に無視しています。いろいろな点において、子どもはただ、両親の必要のために利用されています。性的な面にまで子どもを利用するとき、それを『近親相姦』と言います。その様にする親は自分たちの立場を利用して、個人的な欲求のみを満足させます。子どもにとって家庭は安らぐ場所であるはずなのに、地獄のような場所になっていくのです。…普通の教会は、神様の愛と救いを教える場所です。牧師と長老たちは信者たちの精神面を霊的に支えながら、育てていく役割を担っています。家庭のように、信者たちの心を満たさなければなりません。しかし牧師と長老たちが自らの欲求のみを満足させるために信者たちの心を利用するようになると、これは「信仰」という名の虐待となります。

「信仰」という名の虐待を受けた人たちの傷は恐るべきものです。人間の精神的な面だけを支配するのでなく、霊的な部分にまで虐待が及んだ場合には、傷はとても深く、立ち直るのに非常に時間がかかります。

この数年にカルトと呼ばれるものが日本にも数多く出現し、社会問題になり、人々の心をますます不安に陥れています。宗教とは本来、人々の心の不安や恐れを取り除き、厳しい人生の中にあっても、生きる力と希望と愛を投げかけてくれるものだと思います。しかし、いつの間にか、人間の持っている弱みや不安、恐れに付け込んで、金もうけをたくらむニセ宗教家が増え、宗教がビジネス化し、その結果、宗教被害者が増えているのです。

過去15年間、筆者は妻と共に、社会や個人に対して危害をもたらす宗教グループに入信した信者やその家族、そして脱会して今や「元信者」となった方々のための牧会的支援活動を行ってきました。彼女たち（男性も含まれるが、多数は女性）が受けた被害には、経済的なもの、精神的・人格的なもの、そして身体的なものなど、様々な問題がありました。また、筆者のことを聞き及んだ方が、ご自分の問題が「破壊的宗教」問題と共通しているのではないかと考えて、連絡してこられるということも多くありました。またそれとは別に、女性の方々が、筆者の妻が女性牧師であることを知って、長い間苦悩の時を過ごした末、勇気を出して相談に来られるということもありました。それは、キリスト教会内での性的なハラスメントや信仰にかかわる横暴の問題についてでした。

ここでははっきりと申し上げたいのは、この本のタイトルにあるような『『信仰』という名の虐待』が、現実に宗教・宗派を問わずに起きていて、またキリスト教会の中にも、教派を問わずに起きているということです。最終章に記載されている、被害者からの手紙の紹介をします。

#### 『教会を出た後の私』

ひたすら眠る。眠る。眠る・・・そして思い出す。

さらに 眠り続けて また思い出す。

起きて、シャワーを浴びる。そして思い出す。

食べて、働き、眠り・・・また思い出す。

(本文より)

文責：佐野 治

人間総合科学大学大学院 人間総合科学研究科  
心身健康科学専攻

著 書	青少年の治療・教育的援助と自立支援—虐待・発達障害・非行など 深刻な問題を抱える青少年の治療・教育モデルと実践構造
著 者	土井 高德（土井ホーム代表）
発行所	福村出版
発行年	2009年

## 目 次

刊行に寄せて

はじめに

序章 問題の所在と本研究の目的

第1節 問題の所在

1. 深刻な問題行動を表出する少年の抱える問題
2. 深刻な問題行動を表出する青少年の社会的自立をどこで支援していくのか

第2節 本研究の目的

### 第 I 部

深刻な発達上の課題を抱える青少年の社会的自立に向けての課題

第1章 深刻な発達上の課題を持つ青少年の問題

第1節 児童虐待について

1. 児童虐待がどのような深刻な発達上の課題を引き起こすのか
2. 児童虐待と少年非行・少年犯罪

第2節 発達障害について

1. 発達障害とは何か——広汎性発達障害とADHDの問題に視点を当てて——
2. 発達障害の二次障害としての激しい問題行動や少年犯罪

第2章 深刻な発達上の課題を抱える青少年への治療・援助モデル

1. F・パトナムの解離性障害に対する治療モデル
2. ジュディス・L・ハーマンの心的外傷からの回復に関する治療モデル
3. E・ショプラーらの自閉性障害児・者に対する構造化された指導プログラム
4. 加害者性と被害者性の統一と修復的手法

第3章 日本における深刻な発達上の課題を抱える青少年の社会的自立を支援する治療・教育実践

1. 児童養護施設における「システム形成型アプローチ」（田嶋・2008他）
2. 国立武蔵野学院（富田・2006他）
3. 宇治少年院（向井・2003他）

まとめ——深刻な発達上の課題を抱える青少年の社会的自立を支援する治療・教育的実践の  
課題

## 第Ⅱ部

土井ホームにおける深刻な発達上の課題を抱える青少年への治療教育的な取り組み

### 第1章 土井ホームの概要と実践方針

#### 第1節 本グループホームの特徴

1. 入所青年の特徴
2. 他のホームとの比較検討による本ホームの特徴

#### 第2節 本ホームの歴史的経緯と実践方針の変遷

#### 第3節 本グループホームの日課と実践方針

### 第2章 本ホームの入所少年の類型別、入所理由別の処遇効果

1. リスク要因による類型化
2. 入所理由
3. 処遇効果の基準
4. 入所少年の類型別および入所理由別の処遇効果

まとめ

### 第3章 実践研究

1. 実践研究の目的
2. 考察対象ケース
3. 考察対象の少年たちの在籍時期

#### 第1節 A男——虐待的な養育環境に育ち、心的外傷から解離性障害をみせたケース

1. 入所までの経緯
2. 入所後の経緯
3. 考察

#### 第2節 B男——虐待とADHDの重複による衝動統制の困難さから激しい非行を示したケース

1. 入所前の経緯
2. 入所後の経緯
3. 考察

#### 第3節 D男——虐待的養育環境の影響で激しい行動化と病的解離を示したケース

1. 入所までの経緯
2. 入所後の経過
3. 考察

#### 第4節 E男——広汎性発達障害の二次障害で、深刻な他害行為に及んだケース

1. 入所前の経緯
2. 入所後の経緯
3. 考察

#### 第5節 F男——アスペルガー障害と虐待的な環境のもと触法行為に至ったケース

1. 入所までの経緯
2. 入所後の経緯
3. 考察

#### 第6節 G男——高機能自閉症への不適切な対応によって他害に及んだケース

1. 入所までの経緯
2. 入所後の経緯
3. 考察

#### まとめと今後の課題

1. 本研究の概要
2. 本ホームにおける実践の成果と課題
3. 今後の研究課題

#### 参考・引用文献

#### 索引

#### おわりに

### 内容要約

本書は、北九州市立大学社会システム研究科の博士論文として執筆されたものである。

筆者は、治療的専門里親としてファミリーホーム（里親型グループホーム）を運営し、深刻な虐待体験や発達障害を有し、様々な問題行動や発達疎外状況が深刻化している少年に対する治療的援助や処遇に関わっている。

また、こうした被虐待児や非行児にはメタ認知能力、また、それに密接に関連する実行機能に脆弱性を有していることが多いこと、それゆえにこうした少年には生活場面の「治療・教育的構造化」（＝「生活そのものを治療的に働くよう統合し、秩序立てられた環境を構成していくこと」）を行うことを通じて少年たちのメタ認知能力の発達を補償し、自己モニター、自己コントロールの力の獲得に取り組んでいくことが重要であることを考え、ホームでの生活全体を通じて実践を展開してきたとしている。

本書はⅡ部構成となっており、第Ⅰ部では、深刻な発達上の課題を抱える青少年の社会的自立に向けての課題、第Ⅱ部では土井ホームにおける深刻な発達上の課題を抱える青少年への治療教育的な取り組みを述べている。

第Ⅰ部の第1章では、深刻な発達課題を持つ、青少年の抱える問題を、1. 被虐待体験のもたらす影響、2. 発達障害に対する不適切な対応から生じる問題の二側面から捉えつつ、両者に共通する問題としてメタ認知能力の脆弱性の問題が検討されている。

第2章では1. フランク・W・パトナムの解離性障害に対する治療モデル、2. ジュディス・L・ハーマンの心的外傷からの回復に関する治療モデル、3. E・ショプラーらの自閉症児・者に対する構造化された指導プログラム、4. 加害者性と被害者性の統一と修復的手法について紹介しつつ、深刻な

課題を抱える青少年に対する治療・教育実践の課題が検討されている。

第3章では、国立の児童自立支援施設である武蔵野学院の治療・教育実践や宇治少年院の「統制・参加・自治委任」の3つの実践課題が検討されている。

第Ⅱ部の第1章では土井ホームの概要、及び実践方針の変遷過程を紹介しつつ、現在の本ホームでは実践方針を3つのフェーズに区分しつつ、提起されている。

第2章では、過去5年間に本ホームに入所した17人の青少年に関して、そのリスクファクター別の類型化（「虐待のみ」「虐待+知的障害」「虐待+発達障害」）を試み、それぞれの類型ごとの処遇効果が検討されている。

終章では、第Ⅰ部、第Ⅱ部の考察を踏まえて、ファミリーホームが深刻な課題を抱える青少年に対しての治療・教育の場としてどこまで機能し得るのか、その可能性と限界を明らかにし、日本全国に広がりつつあるファミリーホームの実践可能性と課題が整理されている。

さらに、土井ホームの実践だけでは完結し得ない、少年の社会的自立に向けてのネットワークづくりの課題が、本ホームの実践の中で浮かび上がってきた問題を踏まえて提起されている。

### 本書から学んだこと

私は当時、学部4年生であった際に本書を読み、虐待の主となる身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトがどういったものか。その後に虐待などの長期反復性のトラウマがもたらす影響とはどういったものかなど、虐待に関する基本的事項について理解を深めることができた。

特に、Ⅰ部の1章2節、「発達障害とは何であるか」で述べられている、虐待と発達障害の関係、その鑑別の困難さという点から学ぶことが多くあった。

内容として、反応性愛着障害には抑制型と脱抑制型の二つのタイプが存在している。抑制型は自閉症圏の発達障害に非常によく似ており、特に高機能広汎性発達障害との鑑別は極めて困難であり、脱抑制型は注意欠陥多動性障害によく似た臨床像を呈するとされている。

その後、私は本書を読むことにより「愛着関係が及ぼす発達への影響」という卒業研究を執筆するまでに至った。

本書は、虐待についての基本的事項や、

その後、

1. F・パトナムの解離性障害に対する治療モデル
2. ジュディス・L・ハーマンの心的外傷からの回復に関する治療モデル
3. E・ショプラーらの自閉性障害児・者に対する構造化された指導プログラム
4. 加害者性と被害者性の統一と修復的手法

について述べられている。

私はこうした様々な治療モデルや指導プログラムを知ることによって、新たな発想を得ることができ、理解を深めることとなった。

本書のⅠ部ではこうした基本的な理論や様々な理論モデルを紹介し、第Ⅱ部では福岡県北九州市に存在す



る、土井ホーム（里親型グループホーム）での実際の取り組みについて述べられている。

私自身、里親型グループホームについての理解が浅く、あまり詳細には理解していなかったが、本書は土井ホームだけでなく、他のホームとの比較も行っており、理解を深めることができた。

そして、土井ホームの取り組みの変遷や、入所少年に対しても詳細に述べ、事例として紹介されている。

こうした様々な深刻な発達課題を抱える子どもに対して、土井ホームがどのような処遇を行ってきたか理解することができ、処遇の一つとして、とても参考になるのではないかと考えられた。

私は本書を読み、児童虐待や発達障害についての基本的事項だけでなく、実際に土井ホームに入所している少年たちに対して、どのような処遇が必要であり、今後どういった課題があるのか理解することができた。

本書は実際の児童養護施設に勤務する職員に対しては処遇の参考の一つとして使用することができ、学生にとっても良い参考書の一つになるのではないかと考えられた。

文責：巢立 佳宏

立正大学大学院 社会福祉学研究科

社会福祉学専攻 修士1年

著書	続・子ども虐待と保育園：事例で学ぶ対応の基本
編著者	保育と虐待対応事例研究会
発行所	ひとなる書房
発行年	2009年

## 目次

はじめに

### I 保育園での虐待対応の基本

- 1 保育園では、虐待にどう対応すればよいのか
- 2 重要な園長の役割

### Q&A

- Q1 なぜ通告を躊躇するの？守秘義務ってな～に？
- Q2 被虐待児の保育はどのように考えたら？
- Q3 保育園でできること・できないこととは？
- Q4 どんなことを記録するといいいですか？
- Q5 関係者会議とは？
- Q6 保育園での見守りとは？
- Q7 ジェノグラムって何ですか？

### II 事例で学ぶ保育園の役割と対応

- 事例1 通告と関係機関との連携
- 事例2 障害をとまなう子どもの保育と親支援
- 事例3 保育園の「見守り」とは
- 事例4 親子分離における保育園の役割
- 事例5 「優先入所」における保育園の対応
- 事例6 園内体制と関係機関との連携
- 事例7 園内体制と関係機関との連携

2004年『児童虐待の防止等に関する法律』の一部改正について

おわりに

## 内容要約

本書は『児童虐待の防止等に関する法律』（以下、虐防法）が制定された2000年に立ち上げられた「保育と虐待対応事例研究会」の到達点として2004年に発行された『子ども虐待と保育園：事例研究と対応のポイント』の続編となっている。前書は保育士の養成校などでも検討材料とされ多くの保育関係

者の手に渡ったが、出版以後に虐待法の2度の改正で保育園での対応も変化が生じ、虐待問題に対応する職員を守る課題が大きくなってきていることを踏まえ、続編として出版されている。本書自体も分厚くなく、保育を学ぶ学生や保育園に就職したばかりの新任保育士も手軽に読める構成になっている。

Iでは、主に虐待に気づくことの重要性が述べられ、保育園の対応や記録の取り方、園長の役割などが書かれている。その後イラストも含めてわかりやすくQ&Aが書かれている。

IIは本書の題目にもあるように、事例検討が中心となっている。どの事例も、基本事項（年齢、事例の対象期間、家族図）、ケース概要、虐待と思われる状況・経過、保育園での子どもの様子と保育の重点、保護者の状況とかかわり、関係機関との連携、その後の対応、このケースに学んだことなどが述べられ、その後に事例の対応に対してコメントが書かれている。事例も子どもの発達障害から保護者の人格障害、アルコール依存症など幅広く取り上げられ、用語説明も細かく行われている。

本書の要点としては、子どもを守ることに對し、保育園や担当保育士が抱え込まないように多職種や他機関との連携を図っていくことで職員も守っていくということがベースになっている。

### 本書から学んだこと

私は保育士と幼稚園教諭の資格を持ち、大学院に入学する前の職場が保育園だったことから、本書を選んだ。

保育園は地域によって異なるが、両親が共働きの家庭や母子家庭、また本書に書かれているような虐待が起きてしまうような問題を抱えているケースの家庭などがあり、様々なニーズに対応している。また、保育園は地域の子育てへの参加も行っていくことが求められ、より幅広い家庭への対応が求められている。しかし、都市部では待機児童が多く、保育園は毎年増え、それに伴い新任の保育士が毎年多く保育園で働く中で、多様な家庭のニーズに対応し、子どもを育て守っていかなくてはならない状況になっている。本書は難しい言葉には用語解説が付き、イラストも多く、項目が細かく分かれ、また簡潔に書かれているため非常に読みやすく、保育の現場の忙しさに対応していると感じた。

本書を読む以前から、虐待対応を保育園がどう行っていくのかは難しいと感じていたが、本書の事例を読むと保育者が精神的に追い込まれることが少なくないのだと改めて考えさせられた。今後も子育てに困難を抱えた家庭が増え、保育園の対応は更に専門的になっていかなければ子どもを守っていくことが難しくなってくると考えられる。保育園や担当保育士が抱え込まないように、本書に書かれていたように、他機関との連携を更に充実させていくことも非常に重要だと考えた。

文責：山本 真知子

日本女子大学院 人間社会研究科

社会福祉学専攻 博士課程前期2年

著書	児童虐待 父・母・子へのケアマニュアル：東京方式
著者	犬塚 峰子（児童精神科医、大正大学人間学部臨床心理学科教授） 田村 毅（児童精神科医、東京学芸大学教育学部生活科学学科教授） 広岡 智子（子どもの虐待防止センター理事・相談員）
発行所	弘文堂
発行年	2009年

## 目次

- 1章 「父・母・子へのケア～東京方式」とは
  - I. 児童相談所における虐待対応
    - 1. 虐待の社会問題化
    - 2. 児童相談所の初期対応における介入機能の強化
    - 3. 介入後の親子の思い
    - 4. 介入から支援へ
  - II. 父・母・子へのケア～東京方式
    - 1. 事業の立ち上げ
    - 2. 「東京方式」の基本的な考え方
    - 3. 「東京方式」の概要
    - 4. 「東京方式」の特徴
    - 5. 「東京方式」実施結果
    - 6. 今後に向けて
- 2章 ファミリー・ジョイント・グループ 理論と実践
  - 理論編
    - はじめに
    - 1. 親子関係の再構築
    - 2. プログラム内容と構成
    - 3. 参加家族の特徴
    - 4. 支援の基本
    - 5. スタッフ
    - 6. 参加形態と期間
  - 実践編
    - 1. 設備とスタッフ
    - 2. グループ開始までの準備
    - 3. グループの流れ
    - 4. 親子グループ

5. 子どもグループ
  6. 親グループ
  7. アセスメント
  8. 関係者との協働・協議
  9. アフターケア
  10. 親子の回復プロセス
- おわりに

### 3章 父親グループ 理論と実践

#### 理論編

はじめに

1. 虐待の見方～父親の虐待をどう理解するか
2. 父親回復のプロセス～どんな変化を期待するか
3. ジェンダーの理解～男とは、父親とは
4. 男性グループの困難さ

#### 実践編

1. 父親グループ全体の流れ
2. ワークの例
3. グループ運営のコツ
4. 情報交換
5. アセスメント

おわりに

### 4章 母親グループ 理論と実践

#### 理論編

はじめに

1. 虐待問題を抱える母親のケアグループの成り立ち
2. グループが安全感を獲得するために
3. グループの力
4. グループから見えること
5. 回復

#### 実践編

1. グループの方法
2. グループの実際
3. グループの外での連携

おわりに ～未来のファシリテーターへ

あとがき

索引

## 内容要約

「父・母・子へのケア～東京方式」(以下、「東京方式」とする)とは、著者らが立ち上げから運営に携わった「家族再統合のための援助事業」である。本書は、7年間の実施によって得られた知見をふまえ、虐待が生じる家族の抱えている問題や回復のプロセスの理解に寄与し、表現されにくい親のこころを解くヒントとなることを願って書かれた本である。

東京方式は、東京都で2002年に児童相談センター治療指導課で立ち上げられた、虐待が生じた家族への治療的・教育的支援サービスである。2002年当時は、即時対応と機動的介入による虐待ケースへの迅速かつ的確な対応に追われており、子どもを親の不当な扱いから救出した後の家族支援に対しては手が回らない状態にあった。そのような状況の中で、一時保護された子どもの親に対する思いや子ども自身の自分に対する認識、虐待をしてしまった親の子どもへの思いを、虐待問題解決の契機とするためには、心理社会的ストレスを減らすための支援に加えて、早期に治療的・教育的支援が必要との考えから始められた。そして、7年間の実施を報告し、東京方式には一定の効果があることを示している。報告の中では、参加した家族の特徴として、約4分の3は分離家族で、虐待の重症度は中度以上の割合が大きいことが述べられている。

また、東京方式の基本的な考えは次のようにまとめられている。すなわち、①親(家族)は回復する力を持っていると認識する、②グループで人とのつながりを取り戻す、③子どもと親が自分自身をお互いに対して肯定的イメージを抱けるような支援を行う、④虐待が生じた家族に対して総合的な治療的・教育的支援を行う、⑤虐待対策の三次予防としての支援を行い、家族を地域の支援機関につなぐ、の5点である。支援は、親の虐待行為からの回復と親子の愛着関係の再構築を目的としている。そして、児童相談所の職員(精神科医、児童心理司)と民間の専門家(精神科医、心理士、ソーシャルワーカー、グループ指導員、家族心理療法士など)やボランティア(心理学専攻の大学院生など)が協働して、グループ心理療法を主体とした治療的・教育的支援を実施している。そのグループは、①親グループ(父親グループ/母親グループ)、②ファミリー・ジョイント・グループ、③家族カウンセリングの3つの種類があり、家族の状況や状態(分離の有無や精神的状態など)によってどのグループに参加してもらうか、などを話しあい決めていく。各グループについては、理論と実践をそれぞれに関して章を立てて詳しく説明しており、現場で家族支援に従事している人々の活動のヒントとなりうる、また、後押しをする内容となっている。

また、日本の虐待対策について、その変遷を取り上げた上で、著者らは、発見、強制介入と支援・ケアのバランスが取れるような虐待対策の社会システムの構築の必要性を明記している。

## 本書から学んだこと

私はこの本を読んで、虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って生じるということを改めて学ぶことができた。また、今までは虐待が生じた親(家族)から子どもを安全なところに保護することに重点が置かれてきたが、現在では保護したあとの支援までを考えた対応が必要であることも知ることができた。子どもに対する支援としては多くの本で取り上げられ、目にすることも大変多いが、親に対する支援も含めて考え、



その目標を「家族の再統合」というところに置いているところがとても新しい印象を受けた。そして、その家族の再統合の形は、子どもと親が共に暮らすということだけではないということ、今年度のMDT研修と重ねて学ぶことができた。現在、児童相談所などの現場にいる方たちからすると当たり前のことかもしれないが、現場を知らない私にとっては、このようなことでも「新しいこと」と感じてしまうのだろうと思った。

東京方式では、児童相談所の中の治療部門で実施しているという点がとても驚いた。そもそも児童相談所の中に治療専門の部門があることすら知らなかったからである。治療部門が行っている事業であるため、その利点を大いに生かせるだろうと考える。特に、虐待が生じた家族に対してグループケアの実施が是と判断された場合には、すぐにグループケアに移行できるだろう。また、多くの専門家がいるため、グループに参加する家族をアセスメントする機会にもなりうる。加えて、子どもだけではなく、親への支援も多面的に行うことができるところが強みではないだろうか。

虐待が生じた家族には支援を求めている家族とそうでない家族（拒否的・抵抗的な家族）があることは想像できるが、両者に同じ支援を同じような順番で行うのではなく、優先順位や必要性を考えた支援計画が要されるのだろうと感じている。前者に対しては、過度な期待や罪悪感等の強い感情を有していることが予想されるため、まずは時間がかかること、をしっかりと伝える必要があるのだろうと思う。後者に対しては、なぜ支援を受けようとししないのかを支援者側が考えた上で話し合うことが重要であるように思われる。しかし、話し合いにも応じない場合などは困難が予想されるが、根気強く働きかけていくことが第一歩となると考えられる。

本書から具体的なケアの手順等を知るだけでなく、虐待が生じた家族の思いについて考えるきっかけをいただいたこと、また、この本を読むきっかけを下さった子どもの虹情報研修センターの皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

文責：伊藤 朋子

お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科

人間発達科学専攻 発達臨床心理学コース 博士前期課程1年

著書	虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助
著者	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター研修部長)
発行所	福村出版
発行年	2009年

## 目次

はじめに

### 第1章 子ども虐待への対応の移り変わりとなつた課題

- I 戦後からの子ども虐待対応
- II 見えなくなった子ども虐待
- III 子ども虐待対応の活発化
- IV 虐待対応の三つの段階と直面する課題  
    コラム1…「子殺しの未来学」より

### 第2章 虐待を受けた子どもの特徴

- I 虐待が子どもに及ぼす影響
- II 具体的な症状や問題の諸相
- III 関連する精神医学的診断  
    コラム2…DSM-IVの多軸評定  
    解説…虐待を受けた子どもに関連する精神医学的診断のいくつか

### 第3章 虐待がもたらす影響

- I 心の発達への阻害
- II 身体的発達への阻害
- III 過酷な環境を生き抜く過程で身につけてしまったもの
- IV ト라우マの後遺症
- V 性的虐待  
    コラム3…『トム・ソーヤーの冒険』のハックから学ぶ

### 第4章 個々の子どもを理解するために－見立て－

- I 見立てとは
- II 日常生活の様子を把握すること
- III 生育歴
- IV 家族の状況・家族史
- V 子どもを理解し、受け止めようと努める援助者の姿勢  
    コラム4…ジェノグラムについて

## 第5章 援助の実際

### I 援助の柱

### II 安心感、信頼感から始まる育ち直りをいかに支えるか－援助の第一段階－

コラム5…虐待を受けた子どもは風邪をひかない？

コラム6…性被害の事実確認の難しさ

### III 振り返りの過程－第二段階（思春期を中心に）－

### IV 地域への復帰に向けた過程－第三段階－

解説…虐待を受けた子ども・家族の治療・教育等に用いられる療法プログラムのいくつか

## 第6章 支え合う援助チーム

### I 援助チームのひずみ

### II 援助者同士のひずみ

### III 派閥化

### IV 援助者の孤立

### V 支え合うチームであるために

コラム7…イギリスの治療施設「カルデコット・ファンデーション（The Caldecott Foundation）」のサポート体制

## 参考・引用文献

## あとがき

### 内容要約

本書は、情緒障害児短期治療施設で心理士として14年間勤め、現在は大学講師と「子どもの虹情報研修センター」研修部長である著者が、虐待を受けた子どもに対するケアについて、多くの事例や図を取り入れながら分かりやすく論じたものである。

第1章から第4章で、子ども虐待に関する重要な基礎知識や、虐待を受けた子どもの特徴について説明し、第5章と第6章にて、実際に援助する場面で生じる諸問題とその対応について紹介している。また、コラムや解説といった別項にて専門用語の説明も行っており、虐待を受けた子どもたちに関わる援助者だけでなく一般の人々が理解しやすいよう意識された構成となっている。

本書について特筆すべき点は、チームアプローチの重要性を説いた上で、援助者間で生じ得る問題について具体例を挙げて紹介し、著者の臨床経験に基づいた対応を論じている点である。虐待を受けた子どもに対する分析、子どもと援助者の間で生じる事柄への分析だけではなく、援助者同士のひずみや援助チーム内での派閥化、援助者の孤立といった援助チームに生じ得る問題から、チームとしての援助者に対する分析が行われている。また、それらの分析から援助者及び援助チームが成長していくための要件について考察している。

以下、各章要約。

第1章では、子ども虐待という社会問題の歴史とその対応の変遷を振り返り、さまざまな社会背景が子ども虐待への対応に密接に関わっていることを説明している。そして、虐待対応を「発生予防」「早期発見と適切な介入」「虐待の影響からの回復と健康な育ちを促す」という3段階に分け、現在の援助者に求められている姿勢や視点を新たな課題として論じている。

第2章では、虐待を受けた子どもたちが示しやすい症状や問題について紹介している。虐待を受けた子どもの特徴について具体例を記述することで、虐待の影響がさまざまな領域に及ぶことが理解できる。その際、虐待の影響は個人差があり、今あるその子のあり様を丁寧に捉え、その子が受けてきた虐待の実情をその子が生きてきた歴史に即して把握し、その影響を検討するという作業が重要であると論じている。

また関連する精神医学的診断についても記述しているが、ここでも、一つの診断名がついたとしても、生来的な原因によるものから環境によるものまで幅広い背景が考えられると述べている。

第3章では、虐待の影響について、人生の早期から長期にわたって虐待を受け続けるなどの深刻なケースを念頭におき、5つに分類・検討している。①心的な発達への影響、②身体的発達の阻害、③過酷な環境を生き抜いてきたゆえに身につけてしまった不適切な行動や心の働き、④トラウマの後遺症、⑤性的被害、それぞれにおいて、日常生活での困難や将来的に起こり得る問題について事例を挙げながら分かりやすく説明している。また、そうした困難を抱える子どもでも、適切な関わりを持ち続けることで困難を乗り越えることも不可能ではないとしている。

第4章では、援助にあたっての要ともいえる個々の子どもをいかに理解するかという視点を論じ、生育史や家族状況など子どもの理解につながる有用な情報についてまとめている。

援助者にはよりの確な見立てが姿勢として求められており、情報に対して開かれているだけではなく、ケース背景を理解する知見や想像力、援助方針を打ち立てる発想力が必要であると述べている。

第5章では、これまでの章で論じてきた内容を踏まえて、援助の実際について具体的な事例をもとに、援助の経過に沿って考察している。全体を3つの段階に分け、安心感、信頼感から始まる育ち直りをいかに支えていくか、思春期を中心に自分と家族についての振り返りの過程で援助者ができること、地域復帰に向けた過程での支援について事例と照らし合わせながら論じている。

第6章では、援助者自身と援助チームにチームアプローチを行っていく上で実際に生じてくる援助者間のひずみについて論じている。困難を前にしたとき、援助チームはひずみが生じやすいものであるという事実と、ひずみが生じていくありがちな流れを理解していくことで、その対応の道筋を示している。後半では援助者及び援助チームが成長していくために、援助チームとして必要なことと、援助者個人に必要なことを検討している。

文責：岡部 隼斗

国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科  
臨床心理学専攻 修士2年

著書 教師・保育士・保健師・相談支援員に役立つ子どもと家族の援助法  
著者 川畑 隆（京都学園大学人間文化学部教授、臨床心理士）  
発行所 明石書店  
発行年 2009年

## 目次

- 第1章 相談を受けたら何を援助したらよいのか
1. 症状に惑わされず、よりひろい視野をもとう
  2. “治す”より“育てる”という視点をもとう
  3. 子育て援助は想像力がもと
- 第2章 つながりを見つけ悪循環を切るために
1. 悪者探しよりもその問題が起きる仕組みを考える
  2. 悪循環を断ち切るためのちょっと変わった指示
  3. 家族関係以外のつながりにも注目する
- 第3章 1人で考えこまずにみんなで考えよう
1. 事例検討会は勇気付け検討会
  2. 想像力を目一杯働かせて仮説を立てよう
  3. どんなやり方で仮説を立てるのか
- 第4章 かかわりをつくるためにどんな工夫をすればよいか
1. 言葉は力をもつが、やっかいでもある
  2. 思い切ってロールプレイしてみよう
  3. いいところを見つけるのはその人を育てるため
- 第5章 つながりをもつ意味を6つの家族像から考えてみる
1. 癒されるべき人は誰なのかを考えてみる
  2. 家族の決定力を強化する
  3. 家族の誰かの死がもたらすもの
- 第6章 保護者からのクレームへの対応が援助に結びつくために
1. 保護者からの適切な苦情と不適切な苦情
  2. どう考えて、どう気持ちを抑え、どう対応すればよいか
  3. 子どもの人権とは「適切に育てられる」こと
- 第7章 障害児への支援をバランスよく行う
1. 診断名をそれ以上でも以下でもなく
  2. 発達検査を役立つものにするには
  3. 誰と誰がつながるかを考える

## 第8章 児童虐待に適切に対応する

1. 生身の人間としての大変さをどうコントロールするか
2. 親子分離に慎重になるのはなぜか
3. 虐待を見つける、そしてどうする？

## 第9章 外部機関と連携するためのコツ

1. 関係機関を知ろう
2. 要保護児童対策地域協議会はもっと活用できる。

### 内容要約

筆者は、児童相談所で臨床心理士として働いた経験から、現在の社会背景を含め具体的な支援を記している。

1章から2章では、相談を受けたときにどのように援助していけばよいのか、その際相手や家族の背景を思いやりながら勇気付けるという方向性を持ち支援していく必要性を述べている。また、支援の際に重要なつながりに視点をあて、原因が誰によっておこっているのかを追求するのではなく、人間関係がどのようにつながっているのかを見つけ、そこでおきている悪循環をどのように変えていくか事例を用いながら述べている。

3章についてはケースをチームで共有し、当事者の背景に想像力を目一杯働かせ、解決すべき事態を見立て、例を示しながら仮説を立てる方法についてのポイントを述べ、仮説を立てることにより援助の方向性が明らかになることを示している。

4章では実際の支援でのかかわり方のポイントを示している。その技を実際にロールプレイを用いて仲間と実践することで、対応のバリエーションを豊かにしていくことが必要であることを述べている。また、ロールプレイをするなかでプラス評価を伝え合うことで、自分の枠組みにとらわれすぎない訓練になっていることを指摘している。

5章6章では、家族への支援や親への支援について事例を用いながら書かれている。特に最近増加しているといわれるクレームへの対応については親と支援者の両方の視点から書かれている。支援の対応では「巻き込まれない」こと、「背景に目を向ける」ことが重要である。また、クレームの裏には問題が隠れていることが多く、これを子どもの援助へつなげていくことが重要であることが述べられていた。

7章では虐待の子供側の要因でよく取り上げられる、障害児への支援について述べられている。診断する意味について、発達検査の活用の仕方、障害受容について書かれており、障害児への支援に関わる心理士、保育士、保健師との連携の重要性を述べている。

最後の章では、虐待事例は機関連携が重要であり、虐待に関わる機関を挙げ、その役割について述べている。

文責：光安 早織

大阪府立大学 看護学研究科  
地域看護学専攻 修士1年



著書	Q & A 子ども虐待問題を知るための基礎知識【第2版】
編著者	小木曾 宏 (淑徳大学社会学部社会福祉学科准教授) 和泉 広恵 (日本女子大学人間社会学部講師) 窪田 和子 (千葉市保健所保健指導課長) 篠崎 純 (弁護士) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター研修部長) 御園生 直美 (ロンドンタビストッククリニック在籍中) 水鳥川 洋子 (千葉県中央児童相談所所長)
発行所	明石書店
発行年	2009年

## 目次

### 第1章 子ども虐待問題の発生要因を考える

- 1 「子ども虐待」を生み出す社会
- 2 「子ども虐待」はどこまで含めるか
- 3 「すべてを引き受ける」子育ての未来
- 4 日本における子ども虐待の「福祉的援助」の成立
- 5 「丸ごと性」を検証する
- 6 「専門家」はどこに依拠するのか
- 7 われわれは何ができるのか—地域子育ての世代間伝承

### 第2章 子ども虐待対策の行方—諸外国から何を学ぶのか

はじめに

- 1 人口の増減と婚姻・出産に関する海外事情
- 2 子どものケアに関する日米の実情
- 3 虐待問題の予防と介入—リスクアセスメントについて
- 4 家族への介入と支援—セイフティネットとレビューカンファレンス
- 5 分離後の子どもの養育について

おわりに

### 第3章 子ども虐待問題の基礎知識Q&A

<児童相談所編>

- Q1 児童相談所の虐待相談件数はなぜ増加しているのですか（その原因と背景は）？
- Q2 これは虐待かなと思ったら、どうすればよいですか？
- Q3 通告後、児童相談所はどのように対応するのですか？とくに「親子分離」（一時保護・施設入所）

をする判断基準を教えてください。

Q4 「要保護児童対策地域協議会」とは何ですか？

Q5 児童相談所の担当者が子ども虐待ケースとかかわっていて、もっとも困難に思われることは何ですか？

Q6 虐待を認めない親に対して、児童相談所ではどのようなことに留意してかかわっていますか？

Q7 「立入調査」および新たに規定された「出頭要求」や「臨検、搜索等」の現状について教えてください。

Q8 児童福祉法第28条、第33条の6など「親権停止」にかかわる事例についての現状はどうなっていますか？また、今後の課題があれば教えてください。

Q9 DVに伴う心理的虐待の増加について教えてください。

Q10 最近の虐待事例に何か特徴はありますか？

<司法編>

Q11 子ども虐待は、子どもの「基本的人権の侵害」であるという考え方について説明して下さい。

Q12 虐待の通告先機関として、児童相談所や福祉事務所のほか市町村も加えられましたが、さらに警察署を加えるべきであるという意見があります。この考え方に問題はあるのでしょうか？

Q13 現在の制度では、「親権」が強く、虐待を認めない保護者に対しての対抗措置が十分ではないと言われますが、その状況と対抗手段について教えてください。

Q14 子どもの安全確認等の強化のために、これまでの「立入調査」のほかに、出頭要求や裁判官の許可状による「臨検・搜索」の実力行使が可能となる制度になりましたが、その概要について教えてください。

Q15 児童福祉法第28条の措置について、現在の運用の状況と事件処理の実情を教えてください。

Q16 子ども虐待の防止や対応についてのネットワークを組む上で、弁護士の役割を教えてください。

Q17 地域において民間を含めたネットワーク会議やケース会議を行う上で、プライバシーに関する児童相談所の守秘義務との関係をどのように考えたらよいのでしょうか？

Q18 少年非行の背景に幼少時期の被虐待経験があると聞きますが、その関係などについて教えてください。

Q19 虐待をしたとして児童相談所などによって子どもを分離されてしまった親からの不服申し立てや子どもに関する情報開示の方法はありますか？また、そのような親に対する法的な支援はどのようになっているのですか？

Q20 現在、親権制度の改正を検討するための議論がされているようですが、その背景と議論の概要を教えてください。

<保健編>

Q21 母子保健活動のなかで、虐待の予防、早期発見はどのように行われるのでしょうか？

Q22 子ども虐待事例にかかわる場合の注意点はどんなことでしょうか？

Q23 虐待する親へは、どんなかかわりができるのでしょうか？

Q24 DV（配偶者からの暴力）と子ども虐待は、どのような関係にあるのでしょうか？

Q25 援助チームはどのようにして作ったらいいのでしょうか？

Q26 機関連携のポイントは何でしょうか？

Q27 近所の人から「虐待ではないか」「虐待しているのではという噂があるが・・・」との情報が入りましたが、保健師としてどのように対応したらよいのでしょうか？

Q28 家のなかはゴミだらけで不潔な環境であり、衣服も汚れています。食事もスナック菓子等でお腹を満たすというような状況にある子どもがいます。保健師としてこの事例にどうかかわったらいいのでしょうか？

Q29 精神疾患のある親が虐待をしている場合、どう援助したらいいのでしょうか？

Q30 知的障害をもった親が虐待をしている場合、どう援助したらいいのでしょうか？

<心理・臨床編>

Q31 幼少時の被虐待体験は、心身にどのような影響を与えますか？

Q32 虐待を受けた子どもをケアする上で、まず必要なことは何ですか？

Q33 虐待を受けた子どもをケアする場として、どのようなところがありますか？

Q34 虐待を受けた子どもは関係が取りにくいと言われますが、なぜでしょうか。どうかかわつたらよいのでしょうか？

Q35 なかには、人や物への暴力が著しい子どもがいますが、どのように理解し、対応したらよいのでしょうか？

Q36 発達障害と児童虐待との関連はあるのでしょうか？

Q37 性的虐待とは何ですか。それは子どもにどのような影響を与えますか？

Q38 性的虐待に関する今日の問題としてどのようなことがありますか？

Q39 治療的援助を行うにあたって、留意すべきことや大切にすべきことは何ですか？

Q40 子どもを虐待する親とは、どういう人たちなのでしょうか？

Q41 親への援助はどのように行ったらよいのでしょうか？

<里親編>

Q42 里親とは何ですか？

Q43 日本ではなぜ里親が少ないのですか？

Q44 どんな人が里親になれるのですか？

Q45 どんな子どもが里親のもとにくるのですか？

Q46 子どもが里親のもとにくるまでにはどのような経過をとるのですか？

Q47 里親養育を終了した子どもはどのようなのですか？

Q48 小規模住居型児童養育事業とは何ですか？

Q49 里親家庭に必要なサポートとはどのようなものですか？

## 第4章 子ども虐待を事例から考える—ケース・アプローチのために

### 1 性的虐待事例

### 2 ネグレクト事例

### 3 保健所・保健センターの連携事例

おわりに

## 内容要約

本書は子ども虐待問題を知るための基礎知識、考える材料が集約されている。特徴は3つ。1つ目は、現場の第一線の実務家を中心となって執筆していること。2つ目は、生活の視点が貫かれていること。3つ目は、協働の視点で援助者に寄り添っていること、である。

第1章子ども虐待問題の発生要因を考える、について。ここでは、子ども虐待問題の発生要因、今後の支援のあり方を筆者自身の児童相談所・児童自立支援施設勤務経験・家族の例、ネオテニー、イノセンス論、『阿闍世物語』等を用いて取り上げられている。虐待をしてしまう母親の苦しさに触れながら、虐待発生要因として父親の育児不参加や産業構造、就労形態、社会認識という家族外部の要因が挙げられている。日本では虐待への対応として、早期発見、分離が主であるが、その先を考えることの大切さがある。現状では児童相談所が虐待にトータルに関わる存在であるが、民間虐待防止活動が発展している現状、抱えている課題にも触れている。福祉的援助として、子育て支援、虐待予防、自立支援を有機的に結びつけ、それができる地域を作ることの大切さを挙げている。ただ、社会等の家族外部が進歩、成熟することで全て解決する訳ではなく、親子、家族のあり方やコミュニケーションという家族内部に触れていくことの必要性もあることを指摘している。専門家の倫理が問われていることも取り上げている。

第2章子ども虐待対策の行方—諸外国から何を学ぶのか、について。ここでは、海外の文献を紹介し、海外の取り組みを日本が受け入れ活かす際の手がかりを提供している。前半は、諸外国と日本の人口・婚姻・出産・離婚やアメリカと日本の子ども虐待件数・種類・主たる加害者・社会的養護の状況・ワーカーの数を示し、日本と比較を行っている。後半では、虐待問題の予防と介入、家族への介入と支援、分離後の子どもの養育に関する海外での研究が取り上げられている。

虐待対策の先進国でも、さまざまな問題を抱えていることが明らかになっていく。例えば、虐待問題の予防と介入では、危険を予測する際に基準があることは客観的な判断に役立つが、個別性を見失う困難と、援助者に特定の価値意識を与え支援を必要とする家族への先入観を強化するという問題を持っているということ。援助者のあり方が考えられており、援助者が想像する当たり前の家族像がそこから外れる家族を無意識のうちに遮断し、援助を必要としている家族に目を向けることを封じていることがあることを認識し、支援を受ける人々の世界を知ろうとすることの必要性、難しさが指摘されている。

第3章子ども虐待問題の基礎知識Q&Aは、目次にある項目に対する答えがそれぞれ2～3ページにまとめられている。



第4章子ども虐待を事例から考える一ケース・アプローチのために、について。実際に子ども虐待ケースがどのように現れ、専門的援助がどのように行われているか、性的虐待事例、ネグレクト事例、保健機関が中心となった事例1例ずつについて、必要な加工がされた上で紹介されている。性的虐待事例は、小学校高学年から性的虐待を受け、中学生になってから援助交際等の非行やリストカットなどの情緒的混乱を示した事例であり、関係機関の連携を中心に検討している。ネグレクト事例は施設での援助計画をもとに、ネグレクトの理解と援助の視点を検討している。保健機関が中心となった事例は、ネットワークミーティングや事例検討会を行う際に参考になるようにということで保健機関が中心となった事例が取り上げられている。児童相談所とは異なる保健所、保健センターの役割が分かる内容となっている。

### 本書から学んだこと

本書からは、①子ども虐待発生要因の考え方、②援助者としてのあり方・援助の仕組み、を学んだ。

①子ども虐待発生要因の考え方について。発生要因を1つに絞ることはできない。ミクロ、メゾ、マクロな視点を持ち、虐待をしてしまう人（母親、父親等）、家族関係、地域、社会構造、社会の固定観念等様々な要因を考える必要がある。虐待をしてしまう人を責めるだけでは、虐待という問題を解決することは難しい。虐待をしてしまう人も苦しさ、不安、孤独等を抱えており、そこを理解すること。虐待をしてしまう環境を周囲、社会が作ってしまったことを理解し、地域や社会構造、固定観念を変えていくことが必要だ。本書の中に、「社会全体が大きく変化していくなかで、自然科学は大きな進歩を遂げている。しかし先ほども触れたが、この『親子』『家族』についてのあり方やコミュニケーションについて、『進歩』や『成熟』期はまだまだ見いだせず、逆に、社会が高度化し、複雑化すればするほど『子育て』や『親子関係』のあり方の問題はますます、『迷路』に迷い込む時代と言ってもよいかもしれない。」とある。社会が高度化、複雑化し、情報量・選択肢が増えることで、「何が良いのか」を1人1人が選ぶ自己責任を求められる社会になるかもしれない。誰もが自己選択に自信を持てる強い人間ではないため、家族の「あるべき像」を余計に追い求めるようになるかもしれない。社会が発展すると共に、社会認識として私たちが多様な家族があって良いことを実感することがまず必要だろう。ただ、多様と言っても限度はある。子どもが苦しむ家族であっても良いという訳ではない。また、社会が発展することで、子ども虐待における社会の責任が問われなくなり、再び虐待をしてしまう人の責任であると発生要因を個人に求める社会に変わることは危惧しなければならない。

本書を読む中で、子ども虐待発生要因を考える際には虐待をしてしまう個人、家族というミクロな視点、地域というメゾな視点、社会というマクロな視点の全てが欠かせないことを学んだ。

②援助者としてのあり方・援助の仕組みについて。現状では民間虐待防止活動は展開してきているが、プライバシー確保や財源確保等の問題を抱えており、子ども虐待に関わる援助は児童相談所の職員が主となる。児童相談所は子ども虐待の専門機関として古くからその役割を担ってきた訳ではない。相談内容は障害の相談が最も多くなっている。子ども虐待という慣れない問題に対し、人手不足の中で、職員が混乱しながら奔走しているのが現状である。そのような環境の中で、支援が科学性に偏ってしまわないか不安になる。虐待の危険評価のチェックシートが作成され、それを活用することに問題はないが、それだけで危険評価を行う

ようになることは危険である。科学性に偏ると、その中で支援の対象者を見ることになり、援助者の枠に支援対象者をはめることになる。枠に当てはまらない場合は、見落とされ排除される危険がある。本書の中には、「援助者には、支援を受ける人々の声に耳を傾け、彼/彼女らが生きている日常世界を知ろうとする努力が求められている。そのために、すでに身につけている自分の価値観を振り返り、同じ目線に立つことが必要とされる。とは言っても、支援を受ける人への理解は、指摘するのは簡単だが、実践するのは難しい。こうしたことは、多くのジレンマを抱えるなかで家族とかかわっている関係者が、最も痛感していることであろう。」とある。支援の対象者の世界を知ろうとすることの大切さは多くの援助者が理解しているのだろうが、実践するには自分の価値観や時間不足が邪魔をする。支援対象者の世界を知ろうとすることが多くの現場で実践されるためには、援助者自身の力に頼るだけでなく、仕組みから考えることが必要であろう。援助者として、支援の対象者の声を聴き同じ目線に立つことの大切さとともに、援助者を支える仕組みそのものを考えることの必要性を本書から学んだ。

以上、①子ども虐待発生要因の考え方、②援助者としてのあり方・援助の仕組み、を本書から学ぶことができた。本書は子ども虐待という虐待をしてしまう人・地域・社会構造が抱える課題、苦しさ、援助者・機関が抱える課題、苦しさを取り上げられている。何か1つを責める訳ではなく、全体を通し寄り添いの姿勢が示されている。子ども虐待という問題を知るために、読むことが出来て良かった。

文責：堀尾 彩乃

日本女子大学大学院 人間社会研究科  
社会福祉学専攻 博士課程前期1年



著 書	【改訂版】子どもの人権 児童虐待と法的対応
著 者	佐藤 馨（帝京平成大学健康メディカル学部作業療法学科教授）
発行所	文芸社
発行年	2009年

## 目 次

はじめに

発刊に寄せて「くずかごに捨てられた願書」

第1章 子どもの人権侵害の中での虐待

第1節 児童虐待とは

第2節 児童虐待の定義

第3節 児童虐待の分類

(1) 身体的虐待

(2) 性的虐待

(3) 心理的虐待

(4) ネグレクト

参考文献

第2章 児童虐待に対する歴史的背景

第1節 児童虐待防止法と厚生労働省の取り組み

1. 虐待の要因

2. 厚生労働省の取り組み

第2節 アメリカ法の状況

第3節 現在のアメリカ法の状況

第4節 児童虐待防止法と厚生労働省の取り組み

1. 連邦法と州法との関係

2. アメリカでの児童保護に関する統計

3. アメリカでの通告制度に関する問題

参考文献

第3章 児童虐待に対する法的対応

第1節 児童虐待に対する法制度

1. 予防

①刑法による予防 ② 保健・医療・福祉による予防 ③ 社会的啓発

## 2. 発見・通告

- ① 発見 ② 通告

## 3. 介入

- ① 刑事的介入 ② 虐待親の同意による分離 ③ 虐待親の同意によらない分離

## 4. 保護

- ① 一時保護 ② 代替的養育による保護

### 第2節 児童虐待に対する福祉的援助と法的介入

#### 1. 親権の司法的介入

#### 2. 司法的介入が必要とされる場合

#### 3. 福祉的援助と司法的介入

#### 4. 家庭裁判所の役割

### 参考文献

## 第4章 児童虐待に対する介入事例

### 第1節 医療機関内での虐待

### 第2節 攻撃的態度をとる親との対応

#### 事例①／事例②

### 参考文献

## 第5章 まとめ

### 参考文献・資料

## 附録

### 児童虐待の防止等に関する法律

## 資料

平成12年度 児童相談所における児童虐待相談処理件数報告

『家庭裁判月報』に掲載された児童福祉法28条の審判事例

養護施設児童の施設入所前ならびに入所後の人権侵害状況調査

## 内容要約

著者は、発刊の経緯を「くずかごに捨てられた願書」という題で書き始めている。その中で、セラピストとして、今まで遭遇してきた「虐待」に関する問題について、以下のように、総論的にまとめている。

「人生には当然、限りがあり、時間の制約が存在する。私が出会った数多くの方々が既に天国で『虐待』について語りあい、次の誕生の機会を願っていることだろう。『性的に虐待された子どもたち』『夫婦間の暴力がトラウマとなり青年期を迎えた若者』『アルコール依存症による暴力』『母親の精神的障害による育児困難』など、数限りない事例について、私が深夜電話で何度も交信した『虐待』の嘆き!!!! ……」

この本の内容を大枠でまとめると、以下のようになる。

「第1章 子どもの人権侵害行為の中での虐待」では「虐待」の定義、分類が述べられている。子どもの「虐待」に関する報道は近年過熱化して統計数値も急増し、虐待内容も深刻化してきている。しかし、児童虐待はあくまでも家庭の密室の出来事で、数値に上がったのは、氷山の一角に過ぎない。最初は、思春期における親からの暴力、「家庭内暴力」が話題に上り、大きな変動が起きた。1992年に民間団体として「児童虐待防止センター」が設立された。当時東京都の近郊で、アルコール依存症の治療にかかわっていた人たちが立ち上げたものとされている。

「第2章 児童虐待に対する歴史的背景」では、日本での厚生労働省の取り組み、アメリカ法と日本法との法的対応を比較している。児童虐待の防止等に関する法律は、2000年5月に成立し施行された。わが国では、児童虐待は今まで「ない」とか「少ない」とか思われてきており、現在でも表面化され、発見され数値として認知されるまでは時間を要している。日本ではなぜ、「虐待」の発見が遅いのか、現状認識と発見の特殊性についてアメリカ法と対比しその差異について述べている。

「第3章 児童虐待に対する法的対応」では、法制度、福祉的援助と法介入などについて述べている。児童福祉法では、児童虐待に対する対応として、通告制度、一時保護、指導などの支援措置、児童福祉施設への入所措置、里親への委託措置などが規定されているが、それらの制度は、実際には虐待を受けた子どもへの適用が中止になるとしても、それに限らず要保護児童全体を対象とするものとなっている。児童虐待に対する法の役割は、児童虐待の予防、発見時の介入、保護の必要性など、目的に即した法制度の制定により、子どもの権利が尊重され守られることである。

「第4章 児童虐待に対する介入事例」では、事例の紹介がされている。様々な機関からの報告によると、わが国での児童虐待は年齢によりその特徴が異なる。本章では、攻撃的態度をとる親との対応の1事例を含んだ13の事例が示されている。

「第5章 まとめ」資料では、まとめとして、子どもの虐待問題については、あらゆる場面において「子どもの最善の利益」が最優先されなければならない。子どもへの虐待は重大な人権侵害行為であり、それが犯罪行為に及ぶ場合は、虐待をした親は当然刑事責任を免れない。また、虐待によって引き起こされた精神症状は、不安、抑うつ、対人関係の障害、強い攻撃性など深刻な情緒的問題で、その影響は反社会的行動、非社会的行動などの問題行動に及ぶ。子どもにとって親子関係は、人生最

初の間関係で、その後の人間関係の基礎となる。従って安定した親子関係の形成は重要な鍵となる。  
著者が最後に、力説しているのは、法制度の改革である。すなわち、以下のように述べている。  
「家庭という密室で行われる虐待の発見については、通告義務の実効性を含めた法的諸条件の整備が課題である」

文責：佐野 治

人間総合科学大学大学院 人間総合科学研究科  
心身健康科学専攻

著 書	子ども虐待予防の新たなストラテジー
著 者	上田 礼子（沖縄県立看護大学名誉教授）
発行所	医学書院
発行年	2009年

## 目 次

### 序章 子ども虐待予防への招待

### 第1部 子ども虐待予防への問題提起

- 第1章 子ども虐待予防の取り組みの歴史の変遷
- 第2章 子ども虐待予防の地域の潜在的ニーズの実態－増加するネグレクト－
- 第3章 人間の子ども時代の特徴

### 第2部 予防重視の新たな取り組みと具体的対応への提案

- 第4章 多職種・機関連携による予防活動；脱施設と家庭・地域連携による支援の再構築
- 第5章 子ども虐待予防とアセスメント

### 第3部 現状の問題点と今後の課題

- 第6章 多職種・多機関連携の実質化；（1）横の連携
- 第7章 多職種・多機関連携の実質化；（2）縦の連携と縦・横の連携
- 第8章 民間団体・グループの貢献と限界
- 第9章 今後の課題；子どもと家族を地域支援する実践的モデルの構築と教育体制の確立

資料

文献

あとがき

索引

## 内容要約

子ども虐待の予防は国をあげて取り組まれているにもかかわらず、なぜ目立った効果がみられないのか。本書はこの疑問への回答を実践的研究方法を用いて追求している。その際の基本的な考え方の一つに親も子ども自らの手で問題を解決する潜在的な力があり、予防のポイントはそのような力を強めることではないかということがある。このポイントをおさえつつ本書は子ども虐待に対する実践的

かつ効果的な予防方法を、著者の調査結果を用いながら紹介している。

序章では本書の要約が述べられている。子ども虐待予防にはリスクのある者のみに焦点をあてる方策（リスクストラテジー）だけではなく、広く一般の人々に理解と協力を求める方策（ポピュレーションストラテジー）との両方を必要とすることについて述べられている。さらに子ども虐待予防の鍵となるアセスメントの考え方について述べられている。

第一部では実態調査の結果から子ども虐待予防の地域の潜在的ニーズを検討している。その結果からネグレクト予防が取り組むべき優先順位の高いものとされている。そして予防に向けた新たな取り組みとして地域に根ざしたポピュレーションストラテジーと一リスクストラテジーの両方の方策を必要とすることが確認されている。また近代的な地域社会における養育者の養育行動の特徴をふまえ、多職種・機関連携による新たな地域活動の構築の必要性が明らかにされている。

第二部では新しいアセスメント法の活用による子ども虐待予防のサイクルモデルを提案している。多職種・機関横断の子ども虐待予防の共通認識を得ることの重要性を述べ、新しいアプローチとしてプレアセスメントの導入を考案している。著者らの実践をまじえながらこのプレアセスメントとアセスメントツールのリスク得点と適応得点から導く支援方法を具体的に述べている。

第三部では現状の問題点と今後の課題について述べている。子ども虐待予防のためには、地域ネットワークを利用した対応が重要となる。しかしこれが必ずしもうまく働かないことが大きな問題となっている。その要因として①多職種・機関連携の実質化が困難であること ②民間団体・グループの貢献の限界が挙げられている。これらの問題を解決するために、著者の経験や先進国の事例を挙げながら、我が国の取り組むべき課題と解決の方向を述べている。

文責：成田 響子

白百合女子大学 文学部

児童文化学科 発達心理学専攻 4年



平成23年度研究報告書

**児童虐待に関する文献紹介**  
(2008・2009年)

平成24年 8月20日発行

- 発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
- 編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>
- 編集 子どもの虹情報研修センター 研究部  
執筆協力 平成23年度 大学生・大学院生  
子ども虐待防止MDT研修 参加者
- 印刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)